



第5次つくば市 きれいなまちづくり行動計画

令和2年（2020年）4月

【対象期間】

令和2年度（2020年度）～

令和6年度（2024年度）

世界の
あしたが
見えるまち。
TSUKUBA

つくば市

目 次

第1章 行動計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけと役割	2
3 計画の構成	2
4 計画の対象	3
5 計画の期間	3
第2章 計画の目的と施策の方向性	4
1 目標とすべき将来像	4
2 基本方針	4
3 市・市民・事業者の役割	6
第3章 現状と課題の整理	7
1 環境美化推進の経緯	7
2 第4次行動計画までの取組状況	8
(1) ごみの投棄対策	8
①市内一斉清掃事業	8
②アダプト・ア・ロード事業（道路里親制度）	10
③アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）	11
④環境美化活動支援事業	13
⑤河川環境保全事業	15
⑥不法投棄対策事業	18
(2) 飼い犬のふん放置対策	21
(3) まちの景観保全対策	24
①落書き対策事業	24
②印刷物等の放置対策事業	26
③違反広告物除却事業	27
④除草事業	29
⑤空き家の適正管理事業	31
(4) 放置自転車対策	33
①自転車等放置禁止区域での啓発事業	33
②駐輪場の整備事業	36
(5) 自動販売機の適正管理	38
①自動販売機の適正管理指導（たばこ）	38
②自動販売機の適正管理指導（飲食）	40
(6) 花と緑の美化活動	41
①花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCity つくば）	41
②花と緑の環境美化コンクール	44

3 第4次行動計画の実績総括及び今後の方向性	45
(1) ごみの投棄対策	45
(2) 飼い犬のふん放置対策	45
(3) まちの景観保全対策	46
(4) 放置自転車対策	46
(5) 自動販売機の適正管理	46
(6) 花と緑の美化活動	47
第4章 目標実現のための施策～第5次行動計画	48
1 ごみの投棄対策	49
(1) 市内一斉清掃	49
(2) アダプト・ア・ロード事業（道路里親制度）	50
(3) アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）	51
(4) 環境美化活動支援事業	52
(5) 河川環境保全事業	53
(6) 不法投棄対策事業	55
(7) 飼い犬のふん放置対策事業	57
2 まちの景観保全対策	58
(1) 落書き対策事業	58
(2) 違反広告物除却事業	60
(3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業 新規事業 ※	61
(4) 除草事業	63
(5) 空家等の適正管理事業	64
3 放置自転車対策	65
(1) 自転車等放置禁止区域等での啓発事業	65
(2) 自転車等駐車場の整備事業 ※	66
4 花と緑の美化活動	67
(1) 花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）	67
(2) 花と緑の環境美化コンクール	68
(3) 花と緑の啓発事業 新規事業	69
第5章 計画の推進	70
1 計画の推進体制	70
2 行動計画全体の評価及び見直し	70
参考資料	72
1 「つくば市きれいなまちづくり条例」	72
2 「きれいなまちづくり重点地区」	78
3 「用語解説」	84
4 つくば市 個別計画	87

第1章 行動計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

つくば市は名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がり恵み豊かな自然に囲まれています。また、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とする整備されたまちなみもあり、自然と都市が調和した田園都市が形成されています。

さらに、都心とつくば市を結ぶつくばエクスプレスや高速道路網などにより、定住や交流人口の増加が進んでいます。

つくば市では、一部の人々による吸い殻や空き缶の投げ捨て、飼い犬のふん放置、人目につかない場所への不法投棄などを防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するため、平成19年11月に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、つくば市きれいなまちづくり条例の理念を具体的な行動に移すための指針として、平成20年1月に策定され、市・市民・事業者の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。様々な施策を展開し、市民・事業者による積極的な取組が定着しつつあります。しかし、ポイ捨てごみ等、つくば市の環境美化を損なう問題も引き続きみられるとともに、高齢化による課題も顕在化しています。

2030年に向け国連が合意したSDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた17の目標には、目標11に持続可能なまちづくりがあり、そこには、“地域の人たちが参加し、誰もが将来にわたり暮らしやすいまちをつくるための力を高める。”とあります。

つくば市においても、SDGsの考え方を取り入れ、環境美化に関する取組の活性化を図り、暮らしやすいきれいなまちづくりを推進していくため「第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定しました。本行動計画に基づききれいなまちづくりを推進していきます。



2 計画の位置づけと役割

本行動計画は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の趣旨を実現するための指針として策定される計画であり、第8条で策定することが位置づけられています。

● つくば市きれいなまちづくり条例（抜粋）

（きれいなまちづくり行動計画の策定）

第8条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等^{注）}及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めるものとする。

- 2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
 - (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
 - (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
 - (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項
- 3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

注）市民等とは、「市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。（条例第2条(1)）となっています。また、本行動計画での「市民」も同様の定義とします。

3 計画の構成

きれいなまちづくりを行うためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を明確にし、互いに連携し合い、継続的な取り組みが実施することが重要です。また、本行動計画を運用する上で、定期的な見直しや改善を行い、社会情勢や時代背景などに応じた取組とする必要があります。

そのため、本行動計画においては、市（環境美化推進会議）が主体となって定期的な見直し・改善を行い、きれいなまちづくりの推進に継続的に取り組みます。

4 計画の対象

本行動計画が定める対象は、以下の事項とします。

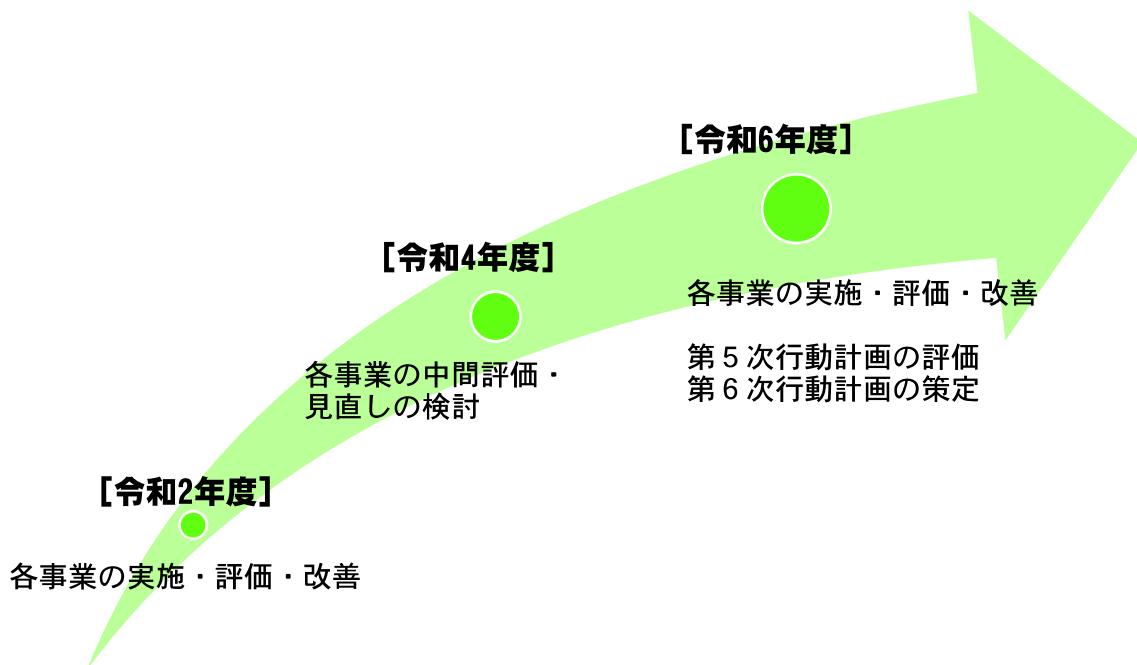
- ごみの投棄対策
- まちの景観保全対策
- 放置自転車対策
- 花と緑の美化活動

注) ただし、「つくば市きれいなまちづくり行動計画（第1次）」にある歩行喫煙対策に関する事項については「つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例」(平成23年4月1日施行)で対応します。

5 計画の期間

本行動計画の期間は、令和2年4月から令和7年3月までとします。毎年度、各事業における年次計画の策定・評価・改善を行い、各事業の年度目標達成を目指します。

また、令和4年度には、中間評価を実施し、計画の進捗及び社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。



第2章 計画の目的と施策の方向性

1 目標とすべき将来像

市・市民・事業者がともにつくる きれいなまち「つくば」

つくば市では、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定以降、市・市民・事業者の協働により、きれいな生活環境を守るために、様々な取組を実施してきました。つくば市は筑波山を代表とする恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市が調和した田園都市として、多くの人を受け入れています。つくば市で暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受するため、きれいなまちづくりを進めます。

筑波山からの眺め



2 基本方針

市は、きれいなまちづくりのために、以下の基本方針に基づき、施策を推進していきます。

I. きれいなまちづくりのための活動の推進

市は、きれいなまちづくりのための活動を推進するために、「ごみの投棄」「まちの景観保全」等に対する対策を横断的に進めます。

II. きれいなまちづくりのための意識の啓発

市は、きれいなまちづくりのための意識の啓発を行うために、啓発チラシの回覧やポスターの掲示、環境美化学習など様々な施策を行い、つくば市で暮らし、活動する人々の環境美化に係る意識啓発を高め、きれいなまちづくりを進める人づくりを行います。

III. きれいなまちづくりのための自発的な活動に関する支援

市は、きれいなまちづくりのための活動を支援するために、清掃用具等の提供やごみの収集などを行い、また、環境美化活動団体を表彰するなど、自発的に行われているきれいなまちづくりのための活動を支援します。

IV. 市・市民・事業者の相互の連携

市は、市民や事業者と情報交換を行い、市・市民・事業者の相互の連携を構築し、きれいなまちづくりのための活動を進めていきます。

3 市・市民・事業者の役割

市・市民・事業者は、きれいな生活環境を保持するため、以下のような役割を果たすよう努めていきます。

◆ **市の役割**

- きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- フォーラムやシンポジウムを開催し、環境美化意識を高める。
- 環境美化活動に対して支援や表彰を行う。
- 地域の環境美化活動に関する相互連携について支援・調整を行う。
- 環境美化活動に取り組む市民や事業者に対して、情報の収集・発信を行う。
- 近隣市町村との連携を図り、情報交換に努める。

◆ **市民の役割**

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 屋外で自ら生じさせた空き缶等のごみは持ち帰るか、又は、適切に回収容器や吸い殻入れ等へ収納する。
- 公共の場所及び他人が所有又は管理する場所に自転車、電動機付自転車、自動二輪車等を放置しない。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。
- 所有、占有、管理している土地に空き缶等のごみが捨てられないように適切な措置を講ずる。
- 家庭からのごみは適切に分別を行って決められた日に出す。

◆ **事業者の役割**

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 事業所その他の事業活動を行う地域で、空き缶等の回収及び資源化その他のきれいな生活環境を保持するために必要な措置を講ずる。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。
- きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲示しない。

第3章 現状と課題の整理

1 環境美化推進の経緯

つくば市では、平成19年度に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定し、平成20年1月に「つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定して以降、第4次行動計画に至るまで、条例で定めたルールの下、きれいなまちを目指し、市民・事業者・市が協働で取り組んできました。

改善が見られるものもありますが、後を絶たないごみのポイ捨てや管理不完全な空き地・空き家に関する問題など、今後も継続した対策が求められるものもあります。また、ボランティア団体等の高齢化などの問題もあります。

「第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定に当たり、第4次行動計画の取組の成果、現状、課題等を整理し、今後の対応策を抽出し、環境美化推進会議で府内の調整を図り、つくば市環境審議会において審議を行いました。

つくば市きれいなまちづくり条例で禁止等される行為

行為	規制内容	区域	違反時の措置
ごみのポイ捨て	禁止	市内全域	勧告
		重点地区	勧告→命令→過料（2千円）
落書き 注1)	禁止	市内全域	勧告→命令→過料（5万円）
ペットのふん放置	禁止	市内全域	勧告
印刷物等の放置 注2)	禁止	市内全域	勧告
屋外広告物の掲示 注3)	努力規定	市内全域	—
自転車の放置 注4)	努力規定	市内全域	—
土地の適正管理	努力規定	市内全域	—

注1) 落書きをした場合は、軽犯罪法などで処罰される場合があります。

注2) 印刷物等の放置とは、ビラ・チラシ等の印刷物を配布し、当該印刷物がその周辺に散乱したときに、配布者がそれを回収し、適正に処理しない場合をいいます。

注3) 屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物法、つくば市屋外広告物条例、つくば市屋外広告物条例施行規則などの適用を受けます。

注4) つくば市自転車等放置防止条例に基づき、放置自転車は撤去される場合があります。

2 第4次行動計画までの取組状況

ここでは、第4次行動計画の現状と課題を抽出し、第5次行動計画に向け整理しました。なお、必要に応じ第3次行動計画からの推移も整理しました。

(1) ごみの投棄対策

①市内一斉清掃事業

◆ 事業概要

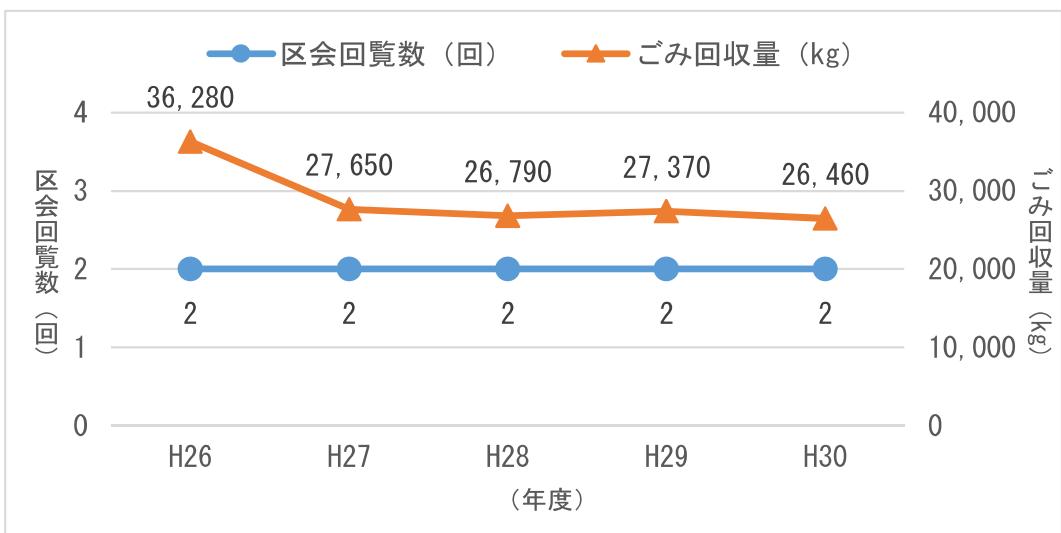
事業の目的	・市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識を高め、ごみのポイ捨て減少を図る。
事業の内容	・広報紙等で事業内容を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかける。 ・市が実施日を指定し、各区会単位で道路沿い等にポイ捨てされた空き缶、空きびん等を拾い集めてもらい、回収する。 ・ごみの回収実績等を、広報紙やHP等で報告する。
実施期間	・6月と12月の第1日曜日（年2回）
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	市民参加による市内一斉清掃を行う。				
指標	一斉清掃の実施回数（回/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	2	2	2	2	2
実績値	2	2	2	2	2

◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
区会回覧数（回）	2	2	2	2	2
ごみ回収量(kg)	36,280	27,650	26,790	27,370	26,460



区会回覧数、ごみ回収量の推移

◆ 現状と課題

年2回の市内一斉清掃は区会回覧などの広報を行い、継続的に実施されています。ごみ回収量は、平成27年度に大きく減少したあと、多少のばらつきは見られるものの約27,000kg前後と、毎年ほぼ一定量のごみが回収されています。ごみが多くった地域の区会には、不法投棄禁止看板を配布するなどして、再発防止とごみの減少を目指します。

市内一斉清掃に多くの市民が参加していただくことで、ポイ捨てなどがされないまちづくりの取組を継続していく必要があります。



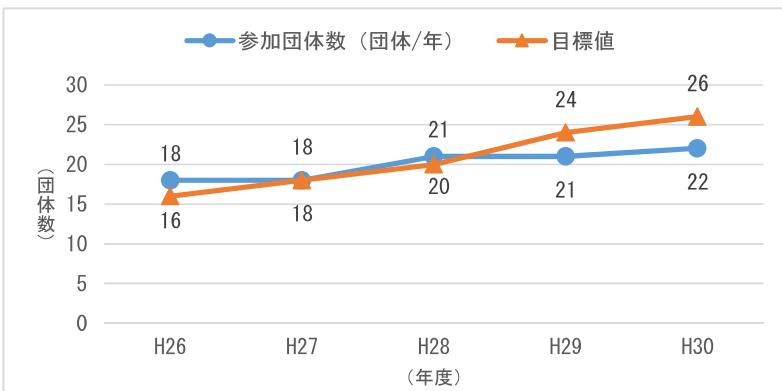
②アダプト・ア・ロード事業（道路里親制度）

◆ 事業概要

事業の目的	・市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図る。
事業の内容	・道路において市民が道路の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、道路破損の通報等の愛護活動、美化活動を行う。 ・市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域の市道

◆ 実績 指標

実施計画	登録団体による道路の清掃等を中心とする環境美化活動を推進する。				
指標	参加団体数（団体/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	16	18	20	24	26
実績値	18	18	21	21	22



アダプト・ア・ロード（道路里親制度） 参加団体数の推移

◆ 現状と課題

参加団体数は増加傾向となっていますが、活動継続団体数の増加及び新規参加団体数の確保が課題となっています。

参加団体の事業継続に向けて、参加団体との意見交換の実施を行う必要があります。また、広報活動に力を入れ、参加団体数を増やしていく必要があります。

アダプト・ア・ロード（道路里親制度）
アダプト・サイン



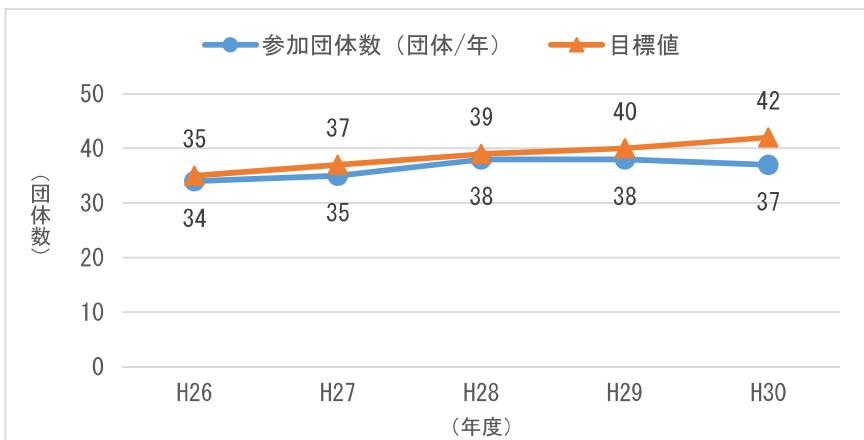
③アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）

◆ 事業概要

事業の目的	・市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図る。
事業の内容	・公園等において市民が公園等の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、公園破損の通報等の愛護活動を行う。 ・市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域の公園

◆ 実績 指標

実施計画	登録団体による公園の清掃及び花植え等を中心とする環境美化活動を推進する。				
指標	参加団体数（団体/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	35	37	39	40	42
実績値	34	35	38	38	37



アダプト・ア・パーク（公園里親制度） 参加団体数の推移

◆ 現状と課題

新たな開発により、つくば市内の公園数は増加したものの、アダプト・ア・パーク（公園里親制度）参加団体数は平成30年度に減少しており、参加団体の確保が課題となっています。

アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）を広く周知し、参加団体数を増やしていく必要があります。

また、頻繁にごみが棄てられている箇所等参加団体にヒアリングし、対策をしていくなどすることで、きれいな公園環境づくりを目指します。



●アダプト・プログラムについて

アダプト・プログラムは、市民と自治体が協働で進める「まち美化プログラム」です。

アダプト（adopt）とは英語で「養子縁組する」という意味で、道路や公園等の一定区画の公共の場所を養子にみたて、市民や企業が里親となって養子の美化（清掃等）を行い、自治体がこれを支援する制度です。

市民及び事業者とつくば市が互いの役割分担を定め、両者が協働で環境美化を推進します。



市民及び事業者の役割	清掃・美化活動、活動報告
市の役割	清掃用具の提供、ボランティア保険への加入、アダプト・サイン（表示板）の貸与、ごみの回収 等

アダプト・ア・ロード（道路里親制度）実施の様子



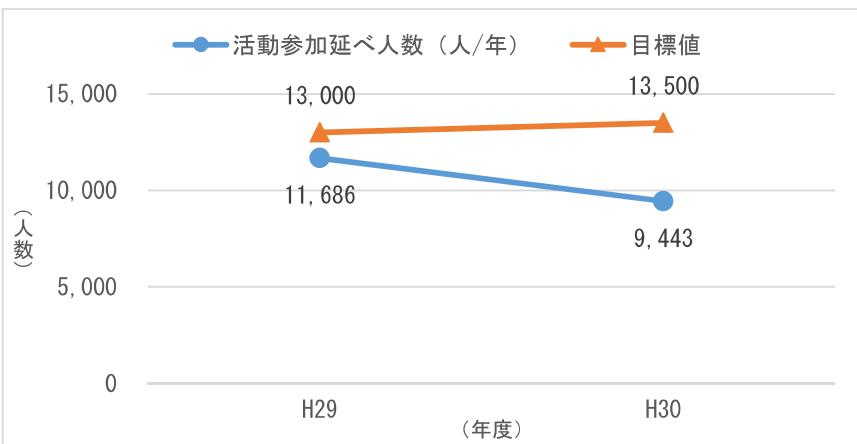
④環境美化活動支援事業

◆ 事業概要

事業の目的	・環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進する。
事業の内容	・公共の場所において、ごみ拾いや落書き消し等を行う市民・事業者に対し、清掃用具等の支援、傷害保険への加入、ごみの回収等の支援を実施する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	市民及び事業者による清掃を中心とする環境美化活動を推進する。				
指標	活動参加延べ人数（人/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	13,000	13,500
実績値	—	—	—	11,686	9,443

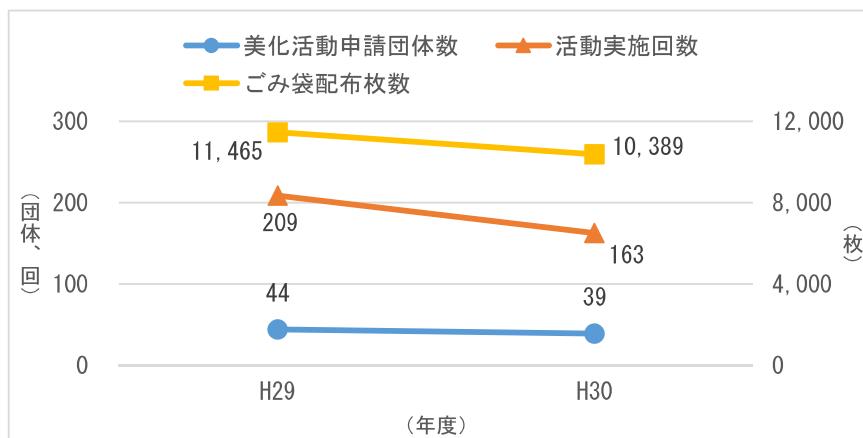


環境美化活動参加延べ人数の推移



◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
美化活動申請団体数 (団体)	—	—	—	44	39
活動実施回数 (回)	—	—	—	209	163
ごみ袋配布枚数 (枚)	—	—	—	11,465	10,389



美化活動申請団体数、活動実施回数、ごみ袋配布枚数の推移

美化活動支援団体数・・・年度内の環境美化活動支援受付数
活動実施回数・・・年度内の環境美化活動実施回数
(団体により活動頻度が異なる)
ごみ袋配布枚数・・・年度内のごみ袋の配布支援枚数。1回の活動につき
1人2枚(可燃・不燃等の分別のため)、年度内1人
24枚を限度に支援

◆ 現状と課題

第4次行動計画の新規事業ですが、活動参加延べ人数の目標を達成することが出来ていません。市民が気軽に取り組める環境美化活動として、認知度向上に向けた広報が必要と考えられます。区会回覧やイベント時に広報することで参加者の増加を目指します。

⑤河川環境保全事業

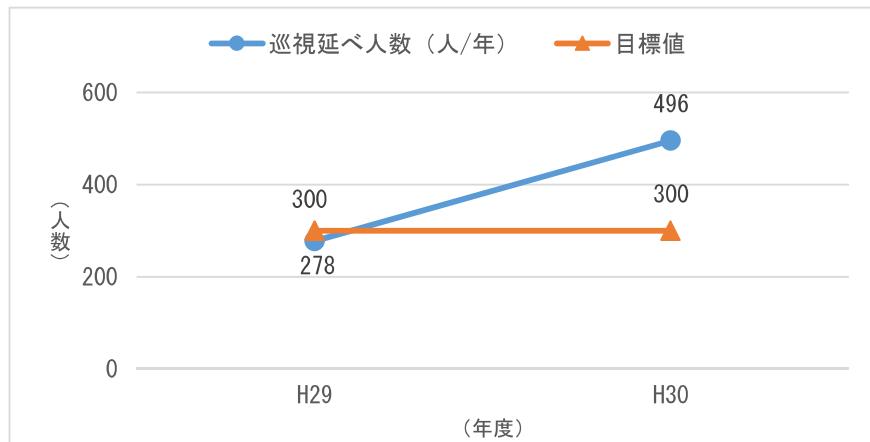
● 水質監視員による巡回

◆ 事業概要

事業の目的	・ 身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る。
事業の内容	・ 水質監視員による巡視を実施する。
実施期間	・ 通年
対象地域	・ 市内全域の河川

◆ 実績 指標

実施計画	水質監視員による巡視を実施する。				
指標	巡視延べ人数（人/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	300	300
実績値	—	—	—	278	496

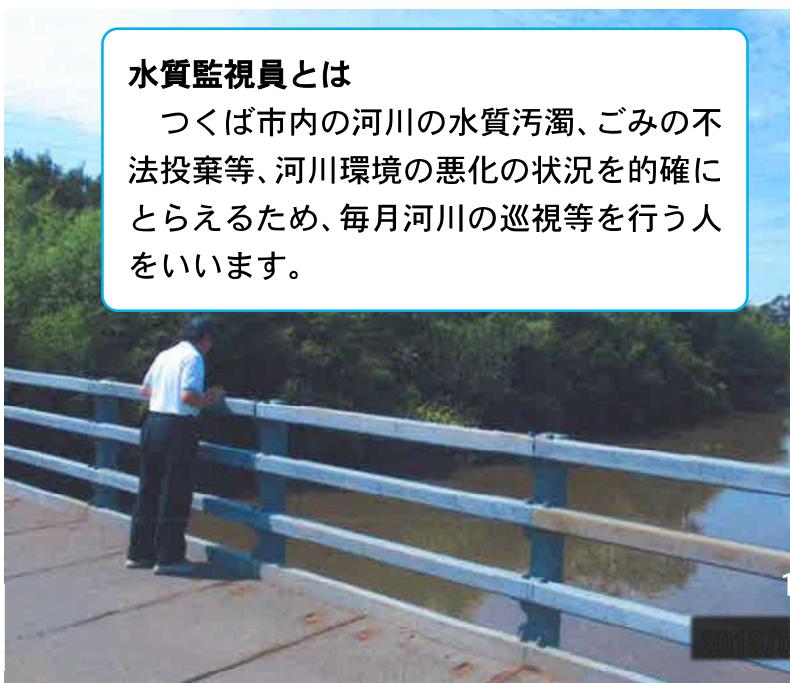


水質監視員巡視延べ人数の推移

水質監視員とは

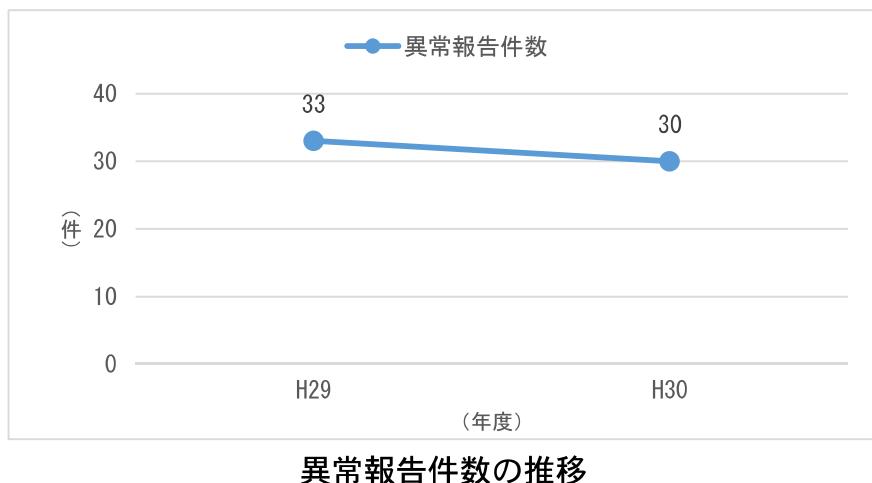
つくば市内の河川の水質汚濁、ごみの不法投棄等、河川環境の悪化の状況を的確にとらえるため、毎月河川の巡視等を行う人をいいます。

水質監視員による巡回



◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
異常報告件数 (件)	—	—	—	33	30



● 自然体験学習会

◆ 事業概要

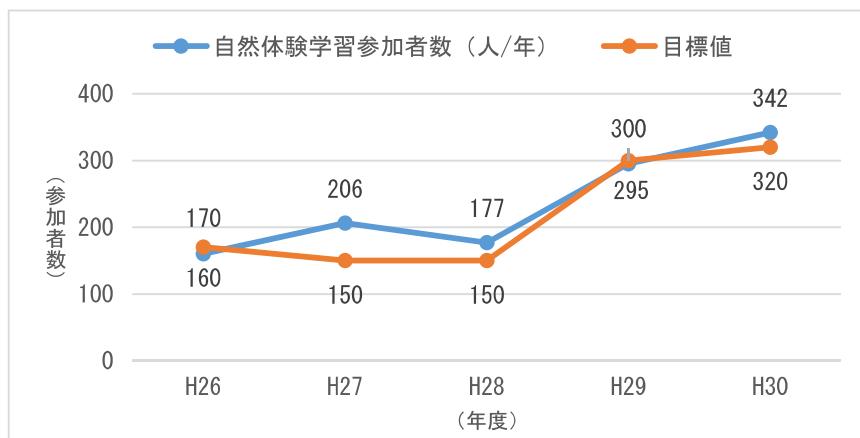
事業の目的	・ 身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る。
事業の内容	・ 河川の自然を利用した自然体験学習会を実施する。
実施期間	・ 7月と9月
対象地域	・ 市内桜川流域

稚魚放流



◆ 実績 指標

実施計画	河川の自然を利用した自然体験学習会を実施する。				
指 標	参加者数（人/年）				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	170	150	150	300	320
実 績 値	160	206	177	295	342



自然体験学習会の参加者数の推移

◆ 現状と課題

水質監視員による巡回は、天候や水質監視員の体調等の都合により、年度によりばらつきは見られるものの、継続して実施されています。しかし、今後水質監視員が減少していくことが想定されることから、新たな水質監視員の確保が必要となっています。異常報告の多い箇所への対策をすることで、河川環境の改善を目指します。

自然体験参加者数は、対象の学校の児童数に左右されてしまうため、指標としては検討が必要と考えます。自然体験学習は、身近な河川と触れ合うことで、河川愛護意識の高揚につながることから今後も継続していく必要があります。

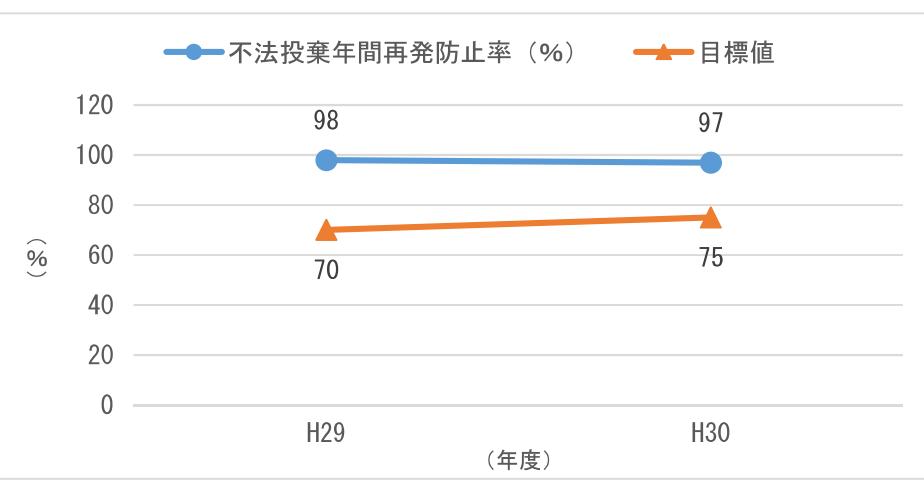
⑥不法投棄対策事業

◆ 事業概要

事業の目的	・不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図る。
事業の内容	・公共用地に不法投棄された廃棄物を回収する。 ・再発防止のため、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。 ・再発防止のため、警告看板、監視カメラ等を設置する。 ・市民・事業者との協力により、不法投棄防止を図る。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	巡回や看板配布等により、不法投棄の再発を抑制する。				
指標	不法投棄年間再発防止率 (%)				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	70	75
実績値	—	—	—	98	97



再発防止率の算出方法

(年間不法投棄件数-同年度内に再度不法投棄された件数) ÷ 年間不法投棄件数

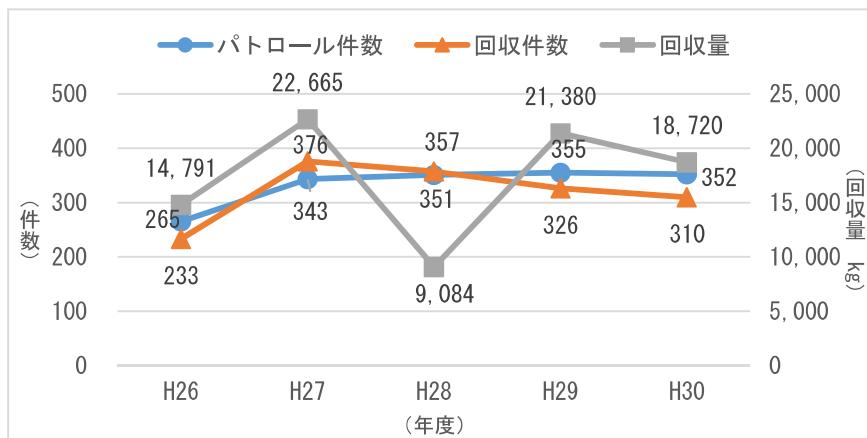
例) 年間 100 件の不法投棄があり、内 5 箇所で再度不法投棄された場合

$$\text{再発防止率} \quad 100 - 5 / 100 = 0.95 \quad 95\%$$

◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
パトロール件数 (件)	265	343	351	355	352
回収件数 (件)	233	376	357	326	310
回収量 (kg)	14,791	22,665	9,084*	21,380	18,720

※ H28 の回収量は、クリーンセンター搬入分のみ



パトロール件数、回収件数、回収量の推移

◆ 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによるパトロールや不法投棄物の回収、警告看板の設置などの迅速な対応により、不法投棄年間再発防止率は高くなっています。また、不法投棄の回収件数及び回収量は、微減傾向にあるものの、高い水準を保っています。

不法投棄は市内全域で行われる可能性があることから、防犯・環境美化サポーターによるパトロールに加え、市民や事業者などと連携した監視を継続していく必要があります。そのため、市では不法投棄禁止の看板を希望者に無料で配布しているほか、市報及び区会回覧等を利用し、市民に注意喚起しています。

防犯・環境美化サポーターによる不法投棄回収



●防犯・環境美化センターについて

平成 26 年 4 月 1 日より、従来、ごみのポイ捨て取締り等を担当していた「環境美化指導員」、不法投棄犯罪の防止等を担当していた「不法投棄巡回監視員」が、「防犯・環境美化センター」（嘱託職員）として一体化しました。市内全域の巡回を原則として毎日行い、以下のような業務に取り組んでいます。

【活動体制】

活動日・時間：土日祝日を含む 7:00～24:00

活動総人数：18 名（交代制）

【業務内容】※環境美化に関するものに限る

- ・つくば市きれいなまちづくり条例に基づいた、ごみのポイ捨て・落書き等に対する勧告、命令、過料処分等の実施
- ・落書き及び自動販売機の管理状況等の確認
- ・印刷物等の放置状況の確認
- ・不法投棄被害重点注意箇所を中心とした巡回

防犯・環境美化センターのパトロール



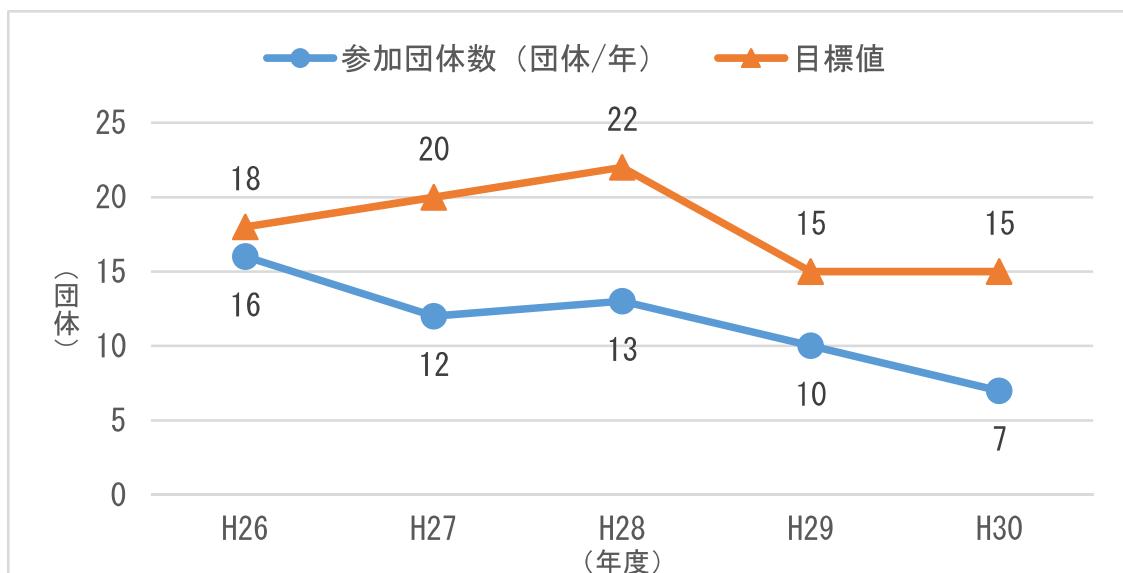
(2) 飼い犬のふん放置対策

◆ 事業概要

事業の目的	・犬のふんの放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の減少及び飼い主のマナー向上を図る。
事業の内容	・広報紙等でふんの持ち帰りについて啓発活動を行う。 ・ふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布を行う。 ・イエローカード作戦を導入し、実施団体に必要物資の配布を行う。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

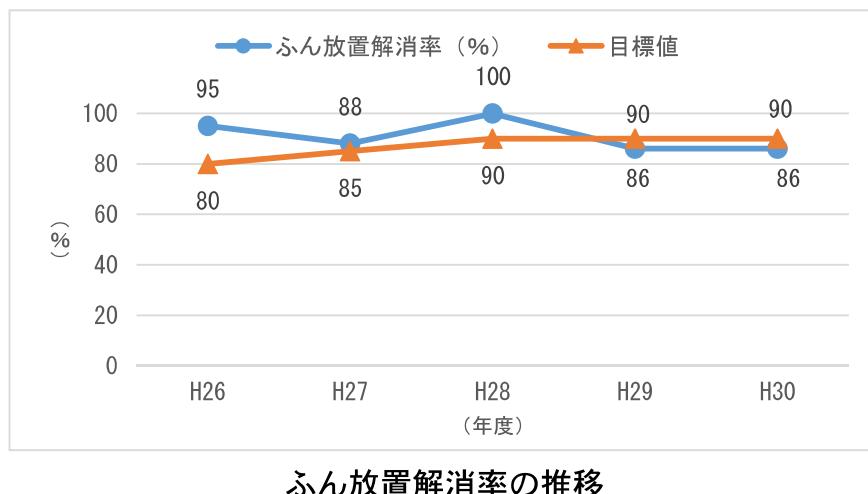
◆ 実績 指標

実施計画	イエローカード作戦を実施する。				
指標	参加団体数（団体/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	18	20	22	15	15
実績値	16	12	13	10	7



◆ 実績 指標

実施計画	イエローカード作戦を実施する。				
指 標	ふん放置解消率 (%)				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	80	85	90	90	90
実 績 値	95	88	100	86	86



ふん放置解消率の算出方法

イエローカード作戦の全参加団体に対して依頼しているアンケート結果を元にしています。

- 1 おおいに効果があった
- 2 少しは効果があった
- 3 効果はなかった
- 4 どちらとも言えない
- 5 その他

の選択肢の中から「おおいに効果があった」及び「少しは効果があった」と回答した団体数の割合を「ふん放置解消率」としています。(無回答の団体も全体の数として含みます)

◆ 現状と課題

犬のふんの放置が解消されると活動が終了する団体もあることから、参加団体数は減少傾向で推移しています。しかし、ふん放置解消率が90%に達していないことから、今後も継続した対応が必要であると考えられます。

イエローカード作戦の周知は、年に1回全区会に実施していますが、区会での自主的な活動となるため、今後も継続して地域への啓発活動を行っていく必要があります。

●イエローカード作戦について

イエローカード作戦とは、地域と自治体が一丸となって進める「犬のふん放置対策」の取組です。

登録を受けた参加団体が、地域の巡回を行い、犬のふんが放置されている場所にイエローカードを設置し、「地域ぐるみで犬のふんの放置を監視している。」という姿勢を視覚的に示し、飼い主のマナー向上とふんの放置防止を図ります。

設置したイエローカードは、一定期間の監視を行った後、回収します。

実施方法



市民及び事業者の役割	巡回、イエローカードの設置、ふんの回収、活動報告など
市の役割	イエローカード・ごみ袋やトングなどの提供、安全指導（傷害保険への加入）、ふんの処分など



(3) まちの景観保全対策

①落書き対策事業

◆ 事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯・環境美化センターによる巡回を行う。 ・条例に基づき、落書き行為に対する勧告、命令及び過料処分を実施する。 ・市内の落書きに対し、速やかな消去作業を実施する。 ・市民協働の落書き消去作業を実施する。 ・先進的な取組（看板設置、絵画制作等）を参考に、落書きの防止を図る。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	巡回や速やかな消去作業等により、落書きの発生を抑止する。				
指標	巡回延べ人数（人/月）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	240	240
実績値	—	—	—	240	240

落書きの消去作業

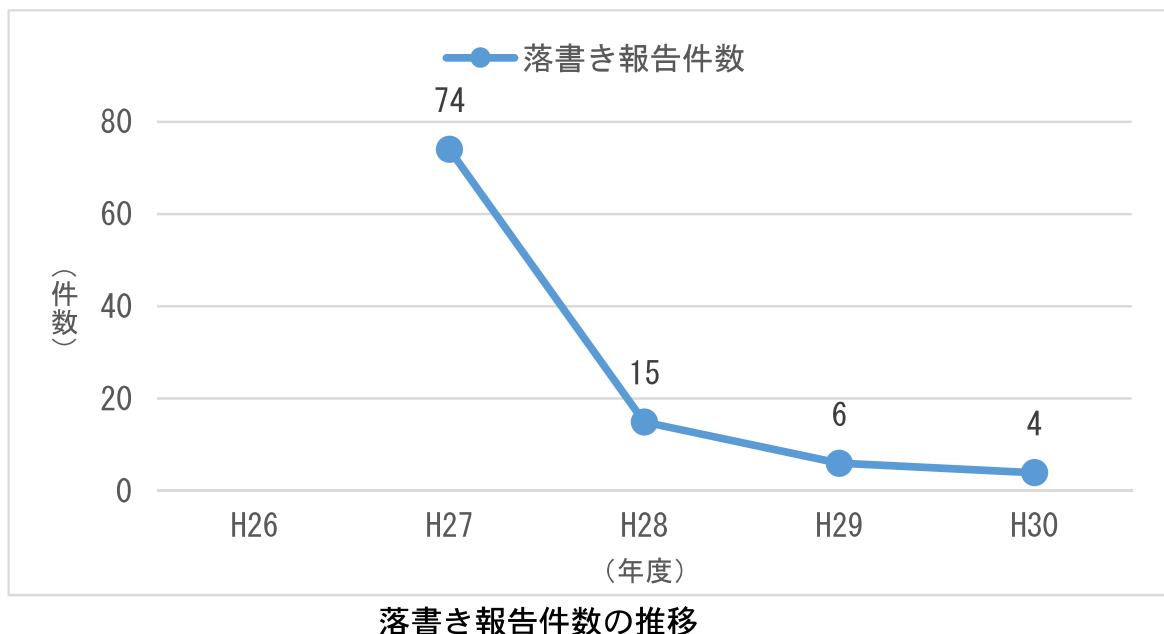


24



◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
落書き報告件数 (件)	—	74	15	6	4



◆ 現状と課題

防犯・環境美化センターによる巡回で、早期発見し、管理者への除去依頼が行われています。また、小学生による絵画制作等も行っており、再発防止にも努めています。これらの取組により、落書き報告件数も減少していることから、早期発見・消去・再発防止対策の成果が見られます。この減少傾向を維持できるよう、今後も継続して対応していく必要があります。

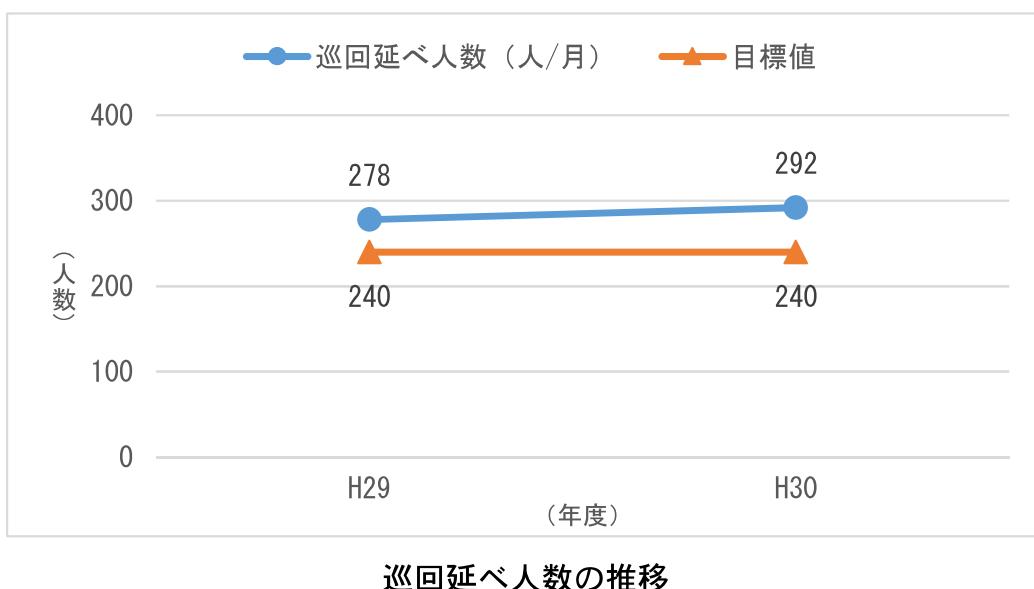
②印刷物等の放置対策事業

◆ 事業概要

事業の目的	・印刷物等の散乱、放置の防止に取り組み、まちの景観が保たれたきれいなまちづくりを図る。
事業の内容	・防犯・環境美化センターによる巡回を行う。 ・公共の場所で、ビラ、チラシ等の印刷物が散乱している場合には、印刷物等配布事業者に対し回収と適正処理を指導する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	防犯・環境美化センターによる巡回を実施し、未然防止を図る。				
指標	巡回延べ人数（人/月）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	240	240
実績値	—	—	—	278	292



◆ 現状と課題

防犯・環境美化センターの定期的な巡回が行われ、近年は、印刷物等の放置は報告されていません。しかし、良好な生活環境の確保の観点から、巡回は継続していく必要があります。防犯・環境美化センターによる巡回は複数の事業にまたがっていることから、事業を再構築する必要があります。

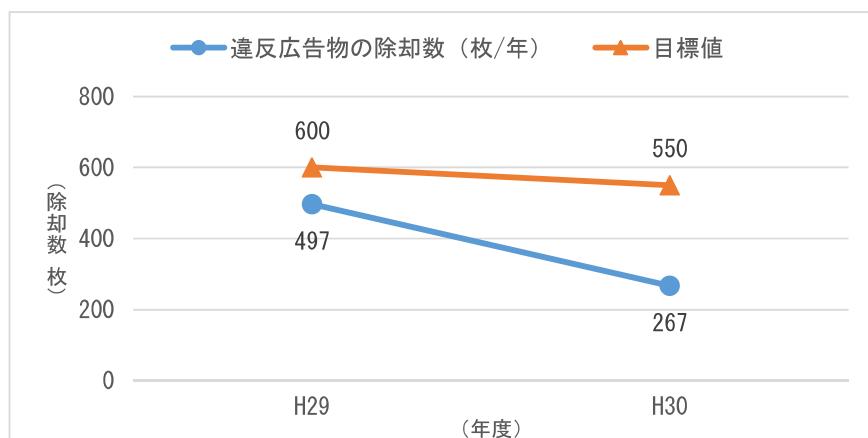
③違反広告物除却事業

◆ 事業概要

事業の目的	・違反広告物を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図る。
事業の内容	・住民、行政、民間事業者、警察等が一体となって違反広告物の除却等を行う。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

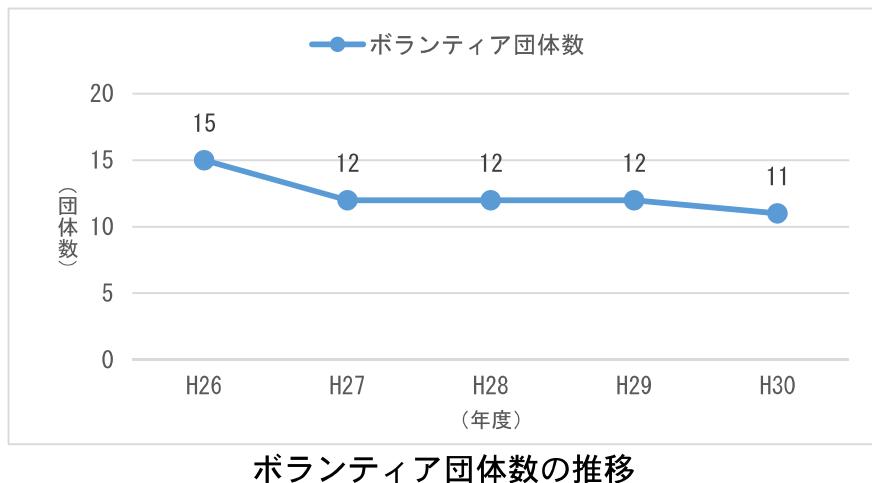
実施計画	市民ボランティア団体、市職員、委託業者及び民間事業者等により、様々な側面から違反広告物の除却を行う。				
指標	違反広告物の除却数（枚/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	600	550
実績値	—	—	—	497	267



違反広告物の除却数の推移

◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
ボランティア団体数 (団体)	15	12	12	12	11



◆ 現状と課題

違反広告物の除却はボランティア団体、市職員、委託業者、警察及び民間事業者等が連携して実施しています。近年、違反広告物の除却数は減少していますが、除却をやめてしまうとまた増加することが懸念されるため、関係機関と連携した対応を継続していく必要があります。

減少傾向を想定して違反広告物の除却数の目標を設定するのが難しいため、指標の検討が必要であると考えられます。

違反広告物の除却



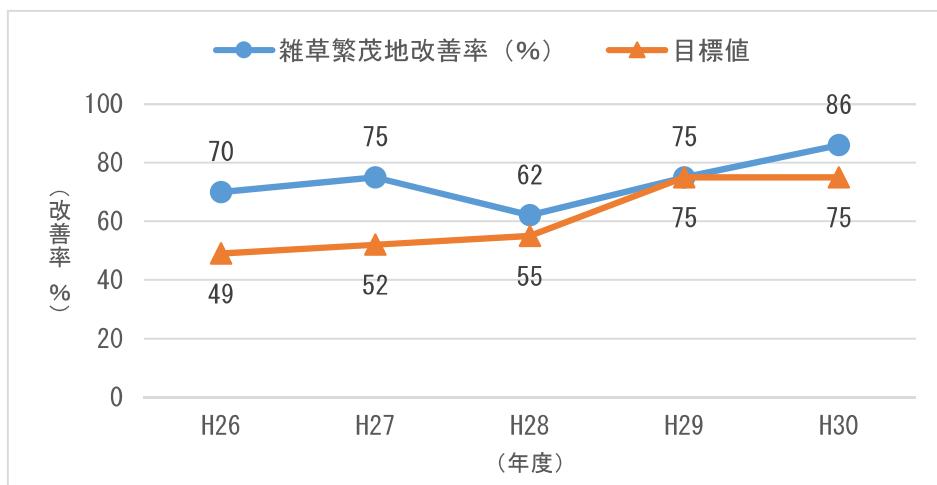
④除草事業

◆ 事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施する。 雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施する。
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> 雑草繁茂地に所有者に対する指導：通年 あっせん業者による除草作業 (所有者等から申出があった場合のみ実施、費用は自己負担) ：年1回刈…8月頃実施、年2回刈…6月、10月頃実施
対象地域	市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	雑草が繁茂又は堆積している空き地に対して、適正管理指導を行う。				
指標	雑草繁茂地改善率 (%)				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	49	52	55	75	75
実績値	70	75	62	75	86

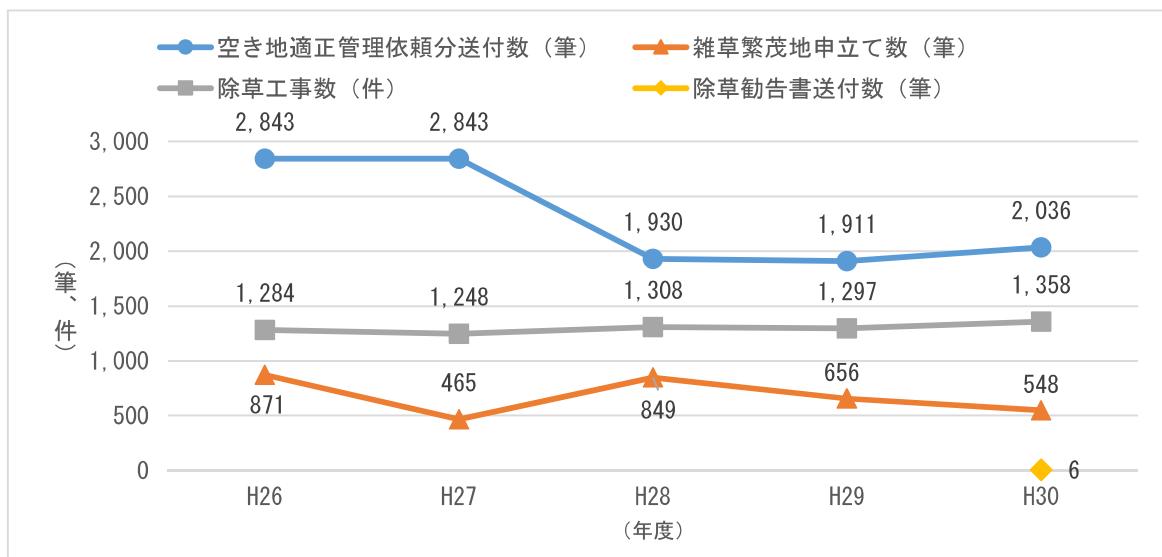


雑草繁茂地改善率の算出方法

(除草工事数〈除草組合施行〉 + 雜草繁茂地所有者による除草数)
÷ 雜草繁茂地申立て数〈昨年度以前より継続分含む〉

◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
空き地適正管理 依頼文送付数（筆）	2,843	2,843	1,930	1,911	2,036
雑草繁茂地申立て数 (筆)	871	465	849	666	548
除草工事数（件）	1,284	1,248	1,308	1,297	1,358
除草勧告書送付数 (筆)	—	—	—	—	6



空き地適正管理依頼文送付数、雑草繁茂地申立て数、除草工事数、
除草勧告書送付数の推移

◆ 現状と課題

雑草繁茂地改善率は、上昇傾向を示していますが、雑草は毎年繁茂し、繁茂地の申立てても未だ 500 件を超えていることから、事業の継続が必要であると考えられます。また、未改善のうち約半数は空き地の所有者が不明、残り半数は所有者が管理を行わない空き地となっています。



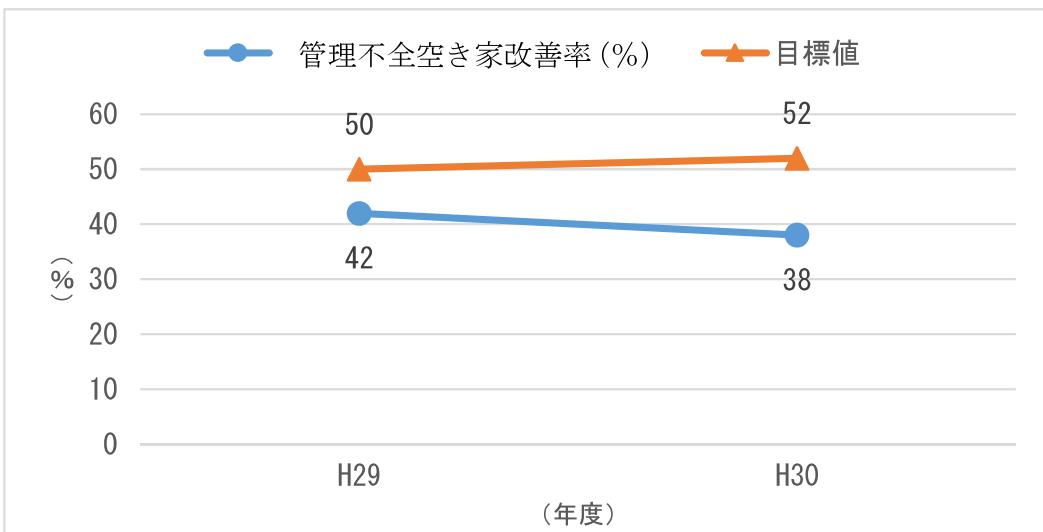
⑤空き家の適正管理事業

◆ 事業概要

事業の目的	・空家等の適切な管理・有効利活用の促進により、地域の生活環境の保全と活性化を図る。
事業の内容	・市民からの相談を受けて、現況調査を行い、管理不全と判断した場合には、所有者に対し、助言、指導、勧告を行う。 ・当該空家等が著しく危険であると判断した場合には、措置命令、公示、行政代執行を行う。 ・空家等の有効活用施策を実施する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	市民から相談のあった管理不全な空家等について、所有者等を調査・特定し、管理不全な状態を改善するよう行政指導を行う。				
指標	管理不全空き家改善率 (%)				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	50	52
実績値	—	—	—	42	36

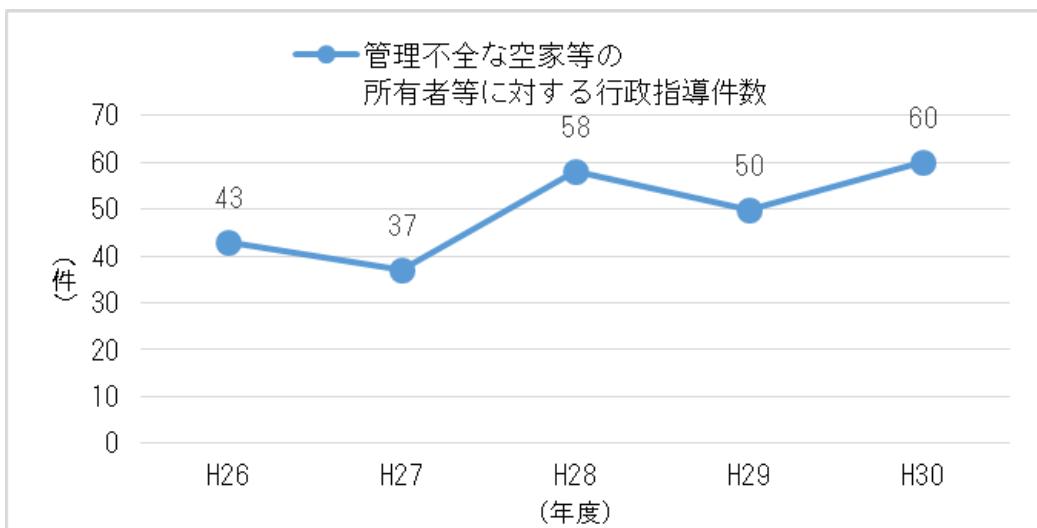


管理不全空き家改善率算出方法

年度内に所有者等に対応していただき、管理状況が改善された空家等
÷該当年度に、新たに管理不全な空家等と判断された空家等

◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
管理不全な空家等の所有者等に対する行政指導件数（件）	43	37	58	50	60



項目	H28
管理不全な空家等の件数（件）	677（空家等 1,439 件）

※28 つくば市空き家実態調査より

◆ 現状と課題

第4次行動計画の新規事業で、管理不全空き家改善率は低い結果となっています。管理不全な空家等の改善は、所有者等の調査から始めますが、所有者等が不明な案件や解決に時間が必要な案件もあり、改善に至るまでには、複数年を要するケースもあります。そのため、年度毎の指標を設定することが難しい状況となっています。

(4) 放置自転車対策

放置自転車の撤去



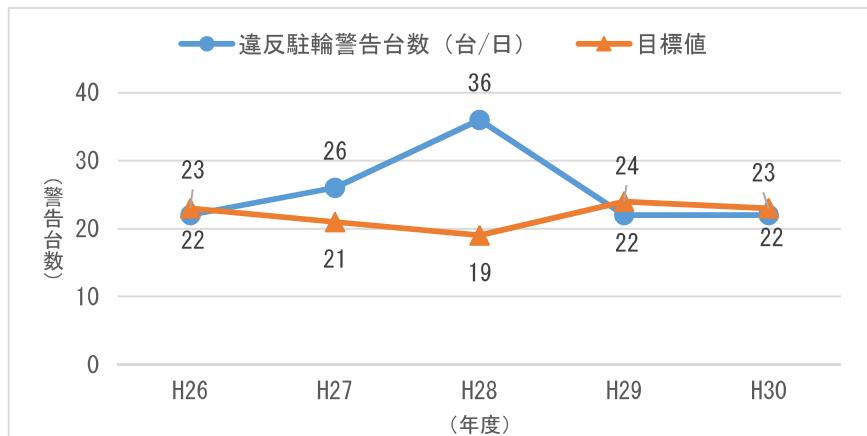
①自転車等放置禁止区域での啓発事業

◆ 事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市自転車等放置防止条例」に基づき、TX 各駅周辺に指定する自転車等放置禁止区域において、自転車等の放置防止指導及び警告を実施する。 ・定期的に放置自転車等の撤去を実施する。
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・通年
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・TX4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺

◆ 実績 指標

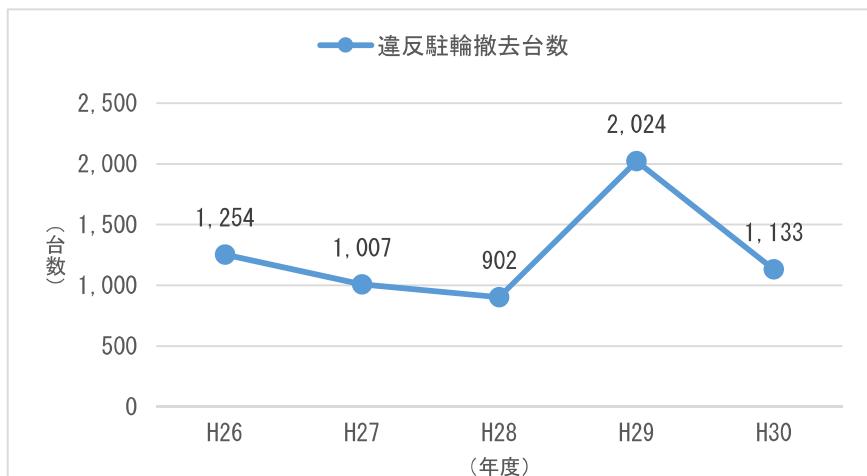
実施計画	自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し、指導、警告及び撤去を行う。				
指標	違反駐輪警告台数（台/日）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	23	21	19	24	23
実績値	22	26	36	22	22



違反駐輪警告台数の推移

◆ 実績 参考値

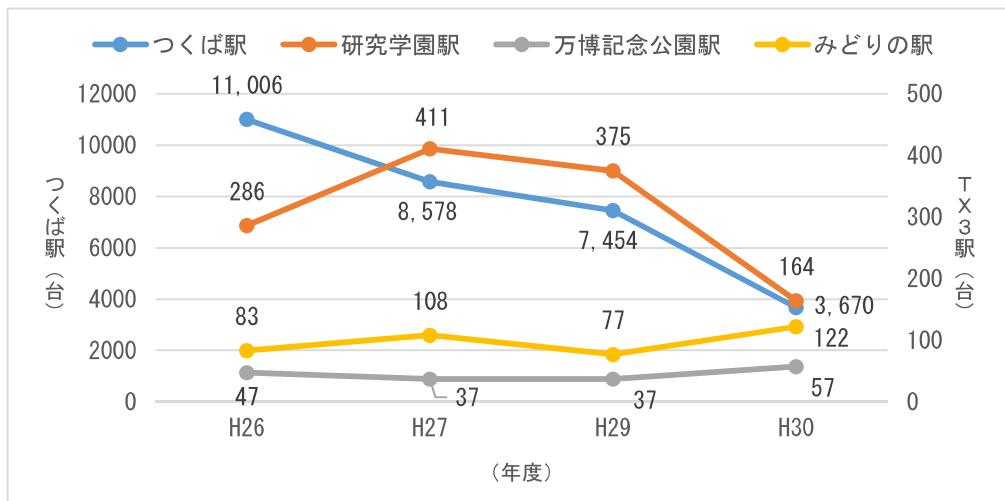
項目	H26	H27	H28	H29	H30
違法駐輪撤去台数 (台)	1,254	1,007	902	2,044	1,133



違反駐輪撤去台数の推移

項目	駅名	H26	H27	H28	H29	H30
駅ごとの放置自転車警告台数 (台)	つくば駅	11,006	8,578	—	7,454	3,670
	研究学園駅	286	411	—	375	164
	万博記念公園駅	47	37	—	37	57
	みどりの駅	83	108	—	77	122

※令和元年9月時点、つくば駅のみ有料。



駅ごとの放置自転車警告台数の推移

◆ 現状と課題

違反駐輪警告台数は、28年度に増大していますが、全体としては横ばいとなっています。違反駐輪撤去台数は、平成29年度以降、業者への委託を開始し巡回回数を増やしたため、一時的に倍増していますが、平成30年度には約2分の1となっており、巡回強化の効果が見られました。放置自転車の警告台数は、つくば駅、研究学園駅では減少していますが、万博記念公園駅、みどりの駅では増加しています。

これらの推移から今後も事業を継続し、駐輪場の適正利用を推進していく必要があります。



②駐輪場の整備事業

◆ 事業概要

事業の目的	・ 駐輪場の整備により自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
事業の内容	・ 自転車等の放置を防止するため、自転車等利用予測に基づいた駐輪場整備を図る。
実施期間	・ 通年
対象地域	・ TX4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺

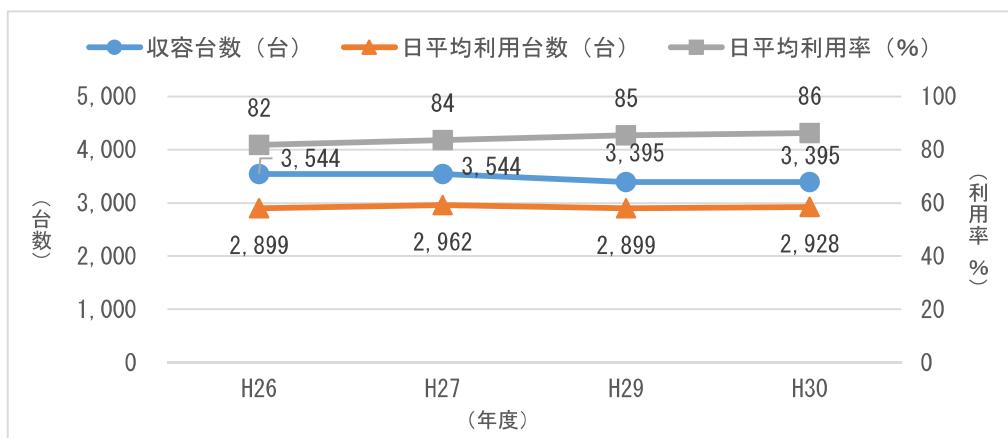
◆ 実績 指標

実施計画	需要予測に基づき計画的な駐輪場整備を進める。				
指標	新たな年次計画の策定				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	○	○	○
実績値	—	—	○	—	○

◆ 実績 参考値

◆ つくば駅

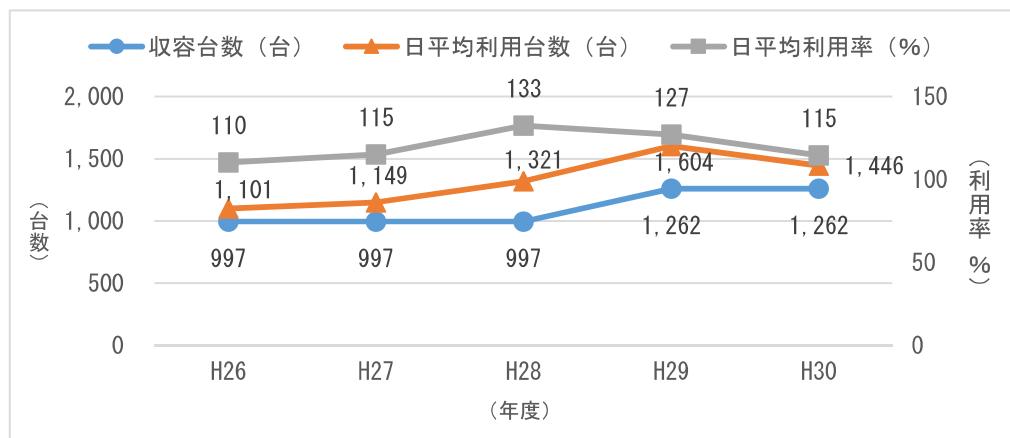
項目	H26	H27	H28	H29	H30
収容台数（台）	3,544	3,544	—	3,395	3,395
日平均利用台数（台）	2,899	2,962	—	2,899	2,928
日平均利用率（%）	82	84	—	85	86



つくば駅収容台数、日平均利用台数、日平均利用率の推移

◆ TX3 駅（研究学園駅・万博記念公園駅・みどりの駅）

項目	H26	H27	H28	H29	H30
収容台数（台）	997	997	997	1,262	1,262
日平均利用台数（台）	1,101	1,149	1,321	1,604	1,446
日平均利用率（%）	110	115	133	127	115



TX 3 駅収容台数、日平均利用台数、日平均利用率の推移

◆ 現状と課題

T X 3 駅での駐輪場は、需要に供給が追いつかない状況が続いています。そのため、今後も計画的な駐輪場の整備を進めていく必要があります。

整備状況について、つくば駅周辺では平成 28 年度の再整備で 49 台、平成 29 年度の取り壊しで 100 台、合計 149 台の減少となっています。他の駅については、平成 29 年度に研究学園駅で 265 台の拡張整備をしています。

自転車等放置禁止区域での啓発事業において報告されている違反駐輪撤去台数と、本事業の日平均利用台数・利用率の分析を行うことで、整備事業の有効性を検証していきます。（現時点では、自転車等放置禁止区域での啓発事業の巡回について、平成 29 年度に回数増加等の強化を行ったことにより、平成 28 年度以前と撤去台数が大きく変化しており、分析が難しくなっています。）

(5) 自動販売機の適正管理

①自動販売機の適正管理指導（たばこ）

◆ 事業概要

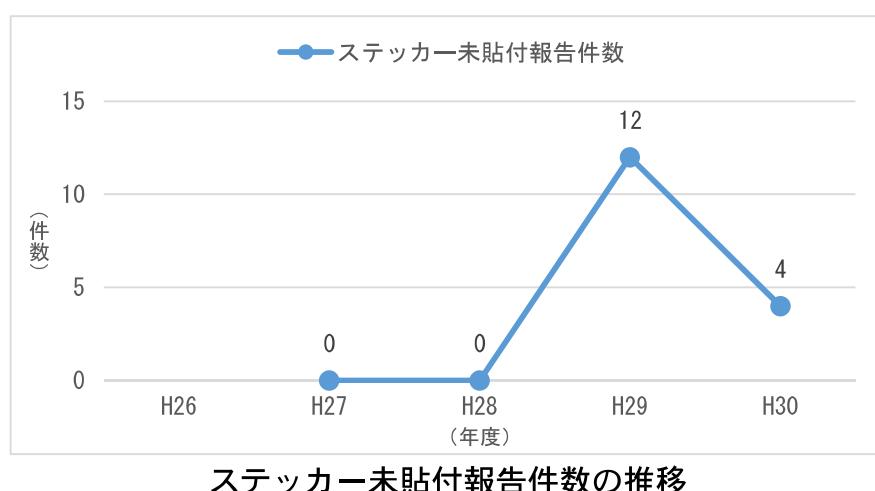
事業の目的	・自動販売機（たばこ）の適正管理指導の実施により、吸い殻のポイ捨てを防止し、きれいなまちづくりを図る。
事業の内容	・つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、吸い殻散乱防止啓発シールの貼付等）を推進する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	自動販売機の巡回を行い、必要に応じて自動販売機事業者への指導を実施する。				
指標	巡回回数（回/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	4	4
実績値	—	—	—	4	4

◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
ステッカー未貼付報告件数（台）	—	0	0	12	4



◆ 現状と課題

防犯・環境美化サポーターの定期的な巡回が行われ、巡回によって発見されたステッカー未貼付報告件数は、年度によるばらつきが見られますが、少ない結果となっています。公共施設の禁煙化など、近年は喫煙出来る環境が減少していく傾向にあり、新たな自動販売機の設置は少ないと考えられますが、吸い殻のポイ捨ての防止に向け、自動販売機へのステッカー貼付、防犯・環境美化サポーターによる巡回は必要であると考えられます。

防犯・環境美化サポーターによる巡回は複数の事業にまたがっていることから、事業を再構築する必要があります。



防犯・環境美化サポーターのパトロール



②自動販売機の適正管理指導（飲食）

◆ 事業概要

事業の目的	・自動販売機（飲食）の適正管理指導の実施により、空き缶等のポイ捨てを防止し、きれいなまちづくりを図る。
事業の内容	・つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、空き缶等散乱防止啓発シールの貼付等）を推進する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	自動販売機の巡回を行い、必要に応じて自動販売機事業者への指導を実施する。				
指標	巡回回数（回/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	4	4
実績値	—	—	—	4	4

◆ 現状と課題

防犯・環境美化センターの定期的な巡回でステッカー未貼付自販機の確認が行われています。ステッカーは、主な自販機業者に設置時に貼付をお願いしているため、設置時にはステッカーが貼付されている事例が多くなっています。

しかし、空き缶等の散乱防止に向け、自動販売機へのステッカー貼付、防犯・環境美化センターの巡回による貼付確認が必要であると考えられます。

防犯・環境美化センターによる巡回は複数の事業にまたがっていることから、事業を再構築する必要があります。



(6) 花と緑の美化活動

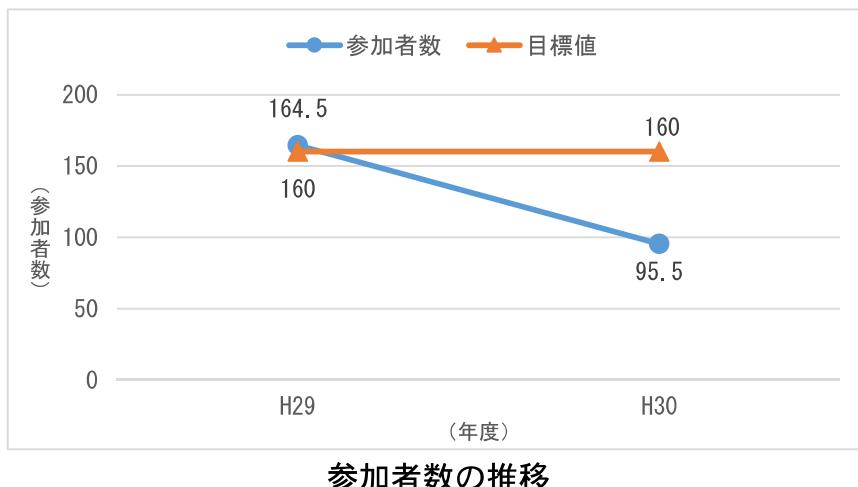
①花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCity つくば）

◆ 事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働によるつくばセンター広場周辺の花壇活動を実施する。 ・市民協働による地域の自主的な花壇活動を推進する。 ・活動に対し、必要な花苗や用土等を支援する。
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばセンター広場周辺における花壇活動：通年（花植えは年2回） ・地域における自主的な花壇活動：通年
対象地域	・つくばセンター広場周辺及び市内全域

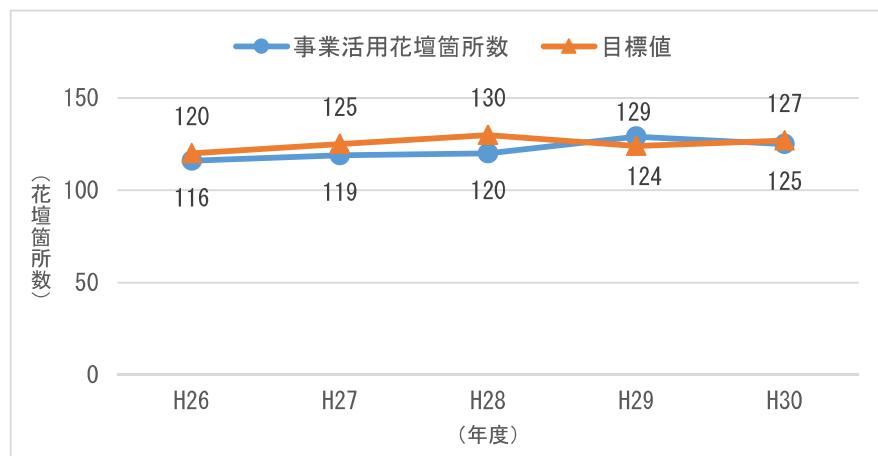
◆ 実績 指標

実施計画	センター地区において、市民協働での花植え等の活動を実施する。				
指標	参加者数（人）（年平均）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	160	160
実績値	—	—	—	164.5	95.5



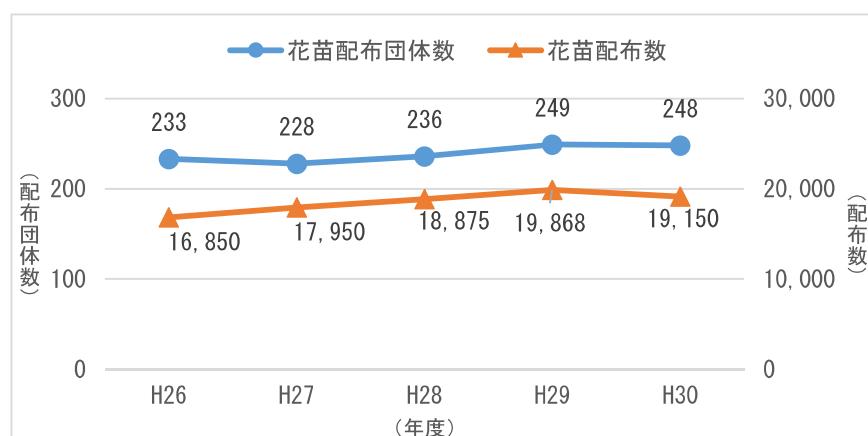
◆ 実績 指標

実施計画	市内各地域における、自主的な花壇活動を、花苗等の物品提供事業により支援する。				
指 標	事業活用花壇箇所数（箇所/年）				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	120	125	130	124	127
実 績 値	116	119	120	129	125



◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
花苗配布団体数 (団体)	233	228	236	249	248
花苗配布数 (ポット)	16,850	17,950	18,875	19,868	19,150



花苗配布団体数、花苗配布数の推移

事業活用花壇・・・市から年2回の花苗配布や必要な物品の支援を受け、市民が自主的に花壇づくりを行っている花壇。

花苗配布団体・・・事前申し込みを行い、年2回の花苗の配布を受けている団体

◆ 現状と課題

つくばセンター広場周辺の花壇づくりは、花植えのできる花壇に限りがあり、参加者数が増えると短時間で終わってしまうため、参加者数を増やすことは難しくなっています。また、花苗を配布し各団体で行う花壇づくりは、配布する花苗の数も急激な増加は難しいことから、指標の検討が必要であると考えられます。花による環境美化活動を、市の行事や団体の活動から市民協働の活動へと広げていくため、継続的に取り組んでいきます。



花苗の配布



つくばセンター広場周辺での花壇活動

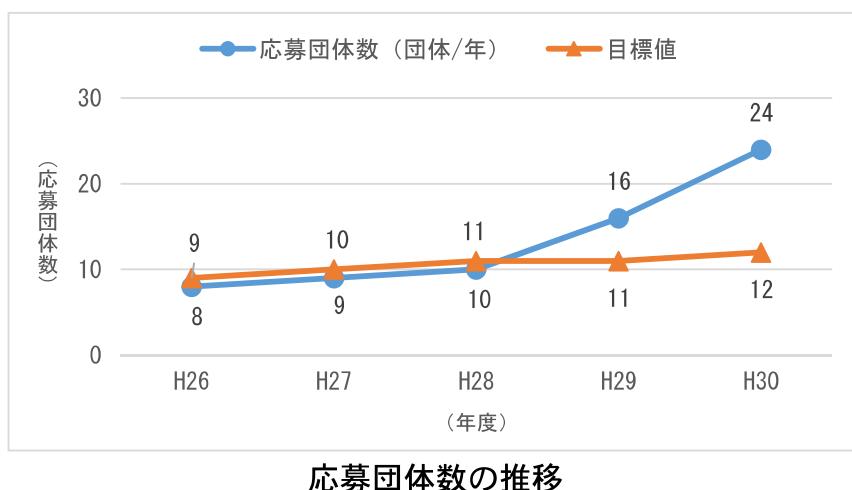
②花と緑の環境美化コンクール

◆ 事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクールの応募を通して、環境美化に対する意識の向上を図る。 ・広報活動を充実させ、応募団体の増加を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジいばらき県民会議（旧大好きいばらき県民会議）・茨城県・茨城県教育委員会主催事業。 ・広報活動を充実させ、応募団体の増加を図る。 ・花いっぱい運動ですばらしい成果をあげている地域、団体、職場、学校を表彰する。
実施期間	・年1回
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	花と緑の環境美化コンクールの市審査を実施し、チャレンジいばらき県民会議（旧大好きいばらき県民会議）に推薦する。				
指標	応募団体数（団体/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	9	10	11	11	12
実績値	8	9	10	16	24



◆ 現状と課題

応募団体数は、広報や各団体の協力もあり、増加傾向となっています。この傾向が一時的とならないよう、広報や各団体への協力依頼を継続していく必要があります。

3 第4次行動計画の実績総括及び今後の方向性

● 施策

(1) ごみの投棄対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
市内一斎清掃事業	一斎清掃の実施回数	達成	継続	一斎清掃に参加することにより市民の環境美化意識向上を図る。
アダプト・ア・ロード事業	参加団体数	未達成	継続	新規参加団体を増やすための周知方法を検討する。
アダプト・ア・パーク事業	参加団体数	未達成	継続	新規参加団体を増やすための周知方法を検討する。
環境美化活動支援事業	活動参加延べ人数	未達成	継続	活動参加者を増加させるための周知方法を検討する。
河川環境保全事業	巡視延べ人数	一部未達成	継続	新たな監視員の確保の仕方を検討し、巡回を実施する。
	参加者数	一部未達成	継続	河川を活用した環境学習を検討する。
不法投棄対策事業	不法投棄年間再発防止率	達成	継続	防犯・環境美化センターによる巡回や看板、監視カメラの設置を継続して実施する。

(2) 飼い犬のふん放置対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
犬のふん放置対策事業	参加団体数	未達成	継続	地域での飼い犬のふん放置を防止する仕組みの普及を図り、イエローカード作戦を継続する。
	ふん放置解消率	未達成	継続	

(3) まちの景観保全対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
落書き対策事業	巡回延べ人数	達成	継続	防犯・環境美化センターによる巡回を継続し、迅速な対応や対策を行う。落書き防止絵画の維持管理を行う。
印刷物等の放置対策事業	巡回延べ人数	達成	修正	防災・環境美化センターによる巡回事業のため、他の事業と統合する。
違反広告物除却事業	違反広告物の除却数	未達成	修正	指標を検討し、事業を継続する。
除草事業	雑草繁茂地改善率	一部未達成	継続	苦情地の確認、適正管理通知の発送などの対策を継続する。
空き家の適正管理事業	管理不全空き家改善率	一部未達成	継続	行政指導、空家等の有効活用施策を継続して実施する。但し、指標を見直す。

(4) 放置自転車対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
自転車等放置禁止区域での啓発事業	違反駐輪警告台数	達成	継続	自転車等の放置防止指導及び警告を継続して実施する。
駐輪場の整備事業	整備計画の見直し	一	継続	整備計画の策定、見直し等駐輪場整備関連事業を継続する。

(5) 自動販売機の適正管理

事業名	指標	状況	今後の方向性	
自動販売機の適正管理指導（たばこ）	巡回回数	達成	継続	防災・環境美化センターによる巡回事業のため、他の事業と統合する。
自動販売機の適正管理指導（飲食）	巡回回数	達成	継続	防災・環境美化センターによる巡回事業のため、他の事業と統合する。

(6) 花と緑の美化活動

事業名	指標	状況	今後の方向性	
花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）	参加者数	一部未達成	継続	事業を継続していくが、指標の見直しを行う。
	事業活用花壇箇所数	一部未達成	継続	事業を継続していくが、指標の見直しを行う。
花と緑の環境美化コンクール	応募団体数	達成	継続	コンクールへの応募を通して環境意識高揚を図る。



第4章 目標実現のための施策～第5次行動計画

目標を実現するために、基本方針に基づき、4つの施策に対する具体的事業を推進します。

将来像 市・市民・事業者がともにつくる きれいなまち「つくば」



1 ごみの投棄対策

(1) 市内一斉清掃

◆ 事業概要

担当課	環境衛生課
事業の目的	・市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識を高め、ごみのポイ捨て撲滅を図る。
事業の内容	・区会回覧及び広報紙等で事業を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかける。 ・拾ったごみについては、当日回収する。 ・定期的な開催で、市民行事として定着させることに加え、多くの市民が参加することで、自らが住むまちを清潔にする意識を醸成する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
一斉清掃の実施回数 (回/年)	令和 2 年度	2
	令和 3 年度	2
	令和 4 年度	2
	令和 5 年度	2
	令和 6 年度	2
成果指標として把握する項目		
区会回覧数 (回)		
ごみ回収量 (kg)		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	区会回覧、広報誌及び市ホームページで参加呼びかけ 6月と12月の年2回開催

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。 ●市内一斉清掃事業でのごみの回収量実績等を、広報紙やHP等で報告します。 ●他事業と連携し、ごみのポイ捨て行為の減少を図ります。 ●不当投棄防止の看板を区会に無料で配布します。	●ボランティアによる市内一斉清掃事業に参加します。 ●ごみ集積所とその周辺を清潔に保ちます。 ●日頃から自宅や事業所周辺の清掃を実施します ●不法投棄の多い箇所に、不法投棄防止の看板を設置します。

(2) アダプト・ア・ロード事業（道路里親制度）

◆ 事業概要

担当課	道路管理課
事業の目的	・市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図る。
事業の内容	・道路において市民が道路の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、道路破損の通報、花植えなどの愛護活動、美化活動を行う。 ・市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。

◆ 指標

指標	年度	目標値	
		参加団体数	参加人数
参加団体数 (団体/年)	令和 2 年度	24	419
	令和 3 年度	25	424
参加人数 (人)	令和 4 年度	26	429
	令和 5 年度	27	434
	令和 6 年度	28	439

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目	市民に広く道路美化事業を知ってもらうため、ホームページを改善する。
2年目	事業継続に向け、年度末に参加団体との意見交換会を実施する。
3年目	2年目の意見交換会で改善点が出た場合、実行できるか検討する。改善点が出なかった場合は、2年目と同様の意見交換会を実施する。
4年目	3年目で改善点が出た場合、その改善点を実行する。改善点がなかった場合は、2年目と同様に意見交換会を引き続き行い、同事業の運営を円滑に行う。
5年目	第6次計画に向け、改善点がないかどうか検討する。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加団体の増加を図ります。 ● アダプト・ア・ロード（道路里親制度）参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。 ● 清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。 ● アダプト・サイン（表示板）を貸与します。 ● 他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● アダプト・ア・ロード事業（道路里親制度）に参加します。 ● 屋外で出したごみは、持ち帰るなど適正に処分します。

(3) アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）

◆ 事業概要

担当課	公園・施設課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園等において市民が公園等の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、公園破損の通報等の愛護活動を行う。 市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。 参加団体が減少している状況となっているため、ホームページなどで周知活動を行う。

◆ 指標

指標	年度	目標値	
		参加団体数	参加人数
参加団体数 (団体/年)	令和 2 年度	37	1,147
	令和 3 年度	38	1,152
	令和 4 年度	39	1,157
参加人数 (人)	令和 5 年度	40	1,162
	令和 6 年度	41	1,167

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案、施設確認などの施設管理を実施する。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やＨＰ等で事業内容を積極的にＰＲし、参加団体の増加を図ります。 アダプト・ア・パーク（公園里親制度）参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。 清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。 アダプト・サイン（参加団体名）を設置します。 ※希望団体のみ 他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。 表彰制度に参加団体を推薦します。 不当投棄防止の看板を希望者に無料で配布します。 	<ul style="list-style-type: none"> アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）に参加します。 公園に持ち込んだごみは、持ち帰るなど適正に処分します。 公園をきれいに使用します。

(4) 環境美化活動支援事業

◆ 事業概要

担当課	環境保全課
事業の目的	・環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進する。
事業の内容	・公共の場所において、ごみ拾いや落書き消し等を行う市民・事業者に対し、清掃用具等の支援、傷害保険への加入、ごみの回収等の支援を実施する。 ・区会回覧(年1回)、イベント時チラシ配布などで活動(支援内容等)の周知を図る。

◆ 指標

指標	年度	目標値
活動参加延べ人数 (人)	令和2年度	10,000
	令和3年度	10,250
	令和4年度	10,500
	令和5年度	10,750
	令和6年度	11,000
成果指標として把握する項目		
美化活動申請団体数(団体)		
活動実施回数(回/年)		
ごみ袋配布枚数(枚)		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	市民・事業者からの申請に基づき、支援(物品支給等)を実施。 活動(支援内容等)周知のため区会回覧。まつりつくば・サイエンスコラボにて参加団体の募集活動を実施。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。 ●参加者が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。 ●清掃活動に必要な清掃道具等を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境美化活動を実施します。 ●屋外で出したごみは、持ち帰るなど適正に処分します。

(5) 河川環境保全事業

● 水質監視員による巡回

◆ 事業概要

担当課	環境保全課
事業の目的	・ 身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る。
事業の内容	・ 水質監視員による巡回を実施する。 ・ イベントによる水質浄化啓発活動を実施する。 ・ 河川清掃活動を促進する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
巡回延べ人数 (人/年)	令和 2 年度	240
	令和 3 年度	240
	令和 4 年度	240
	令和 5 年度	240
	令和 6 年度	240
成果指標として把握する項目		
異常件数（件/年）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動

● 自然体験学習会

◆ 事業概要

担当課	環境政策課
事業の目的	・身近河川での体験学習を通し、河川環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくり推進の意識醸成を図る。
事業の内容	・桜川流域の小学校及び義務教育学校の4年生を対象に、河川の自然を利用した自然体験学習会を実施する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
自然体験学習（稚魚放流） の実施回数 (回/年)	令和2年度	4
	令和3年度	4
	令和4年度	4
	令和5年度	4
	令和6年度	4
成果指標として把握する項目		
自然体験学習（稚魚放流）の参加人数（人）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	桜川流域小学校(4校)の4年生を対象として学習会を実施する。

(6) 不法投棄対策事業

◆ 事業概要

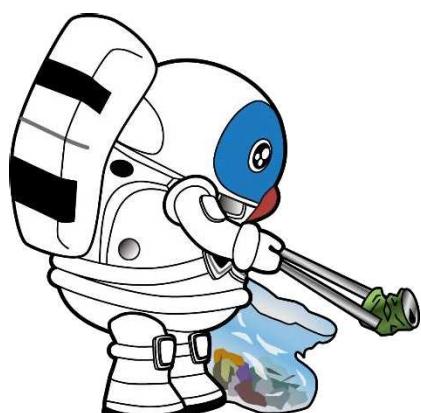
担当課	環境衛生課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公共用地に不法投棄された廃棄物を回収する。 再発防止のため、防犯・環境美化センターによる巡回を行う。 広報紙、市ホームページなどで不法投棄に関する注意喚起を発信する。 「不法投棄防止」看板を作成し、無料で配布する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
不法投棄年間再発防止率 (%)	令和 2 年度	85
	令和 3 年度	90
	令和 4 年度	90
	令和 5 年度	90
	令和 6 年度	90
成果指標として把握する項目		
パトロール件数（件）		
回収件数（件）		
回収量（kg）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	<p>防犯・環境美化センターによる巡回パトロール</p> <p>道路等公共用地から不法投棄廃棄物の撤去</p> <p>広報誌、区会回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起</p>



◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共用地に投棄された不法投棄物の回収処分を行います。 ● 夜間を含めた巡回を実施し、不法投棄の抑止を図ります。 ● 不法投棄物の排出元調査等を行い、行為者の発見に努めます。 ● 警告看板を設置し、行為者に対する警告及び市民への啓発を行います。 ● 監視カメラの設置による不法投棄の防止を図ります。 ● 県や警察、事業者と協力し、不法投棄の抑止を図ります。 ● 先進的な取り組みを調査し、不法投棄の防止を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再利用を促進し、ごみの出し方のルールを徹底します。 ● 不法投棄の防止を図るため、所有地を適正に管理します。 ● 不法投棄を発見した場合は、市や警察へ通報します。

(7) 飼い犬のふん放置対策事業

◆ 事業概要

担当課	環境保全課
事業の目的	・飼い犬のふんの放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の撲滅を目指すとともに飼い主のマナー向上を図る。
事業の内容	・広報紙等で飼い犬のふんの持ち帰りについて啓発活動を行う。 ・飼い犬のふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布を行う。 ・イエローカード作戦を導入し、実施団体に必要物資の配布を行う。

◆ 指標

指標	年度	目標値	
		参加団体数	ふん放置解消率
参加団体数 (団体/年)	令和2年度	15	90
	令和3年度	16	90
	令和4年度	17	90
ふん放置解消率 (%)	令和5年度	18	90
	令和6年度	19	90

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材配布

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やHP等で啓発活動を行い、飼い主の意識の向上を図ります。 広報紙やHP等でイエローカード作戦の事業内容を積極的にPRします。 イエローカード参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。 イエローカード作戦に必要な用具等を支援します。 啓発看板等を作成し、希望者へ配布します。 表彰制度に参加団体を推薦します。 	<ul style="list-style-type: none"> 散歩時はふん持ち帰り袋を携帯し、適正に処分します。 イエローカード作戦に参加します。

2 まちの景観保全対策

(1) 落書き対策事業

◆ 事業概要

担当課	環境保全課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none">・落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none">・防犯・環境美化センターによる巡回を行う。・条例に基づき、落書き行為に対する勧告、命令及び過料処分を実施する。・市内の落書きに対し、速やかな消去作業を実施する。・市民協働の落書き消去作業を実施する。・先進的な取組（看板設置、絵画制作等）を参考に、落書きの防止を図る。

◆ 指標

指標	年度	目標値
巡回延べ人数 (人/月)	令和 2 年度	240
	令和 3 年度	240
	令和 4 年度	240
	令和 5 年度	240
	令和 6 年度	240
成果指標として把握する項目		
落書き報告件数（件/年）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目	防犯・環境美化センターによる取り締まり、落書き消去作業の実施
2年目	防犯・環境美化センターによる取り締まり、落書き消去作業の実施 落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業
3年目	防犯・環境美化センターによる取り締まり、落書き消去作業の実施
4年目	防犯・環境美化センターによる取り締まり、落書き消去作業の実施 落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業
5年目	防犯・環境美化センターによる取り締まり、落書き消去作業の実施

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none">● 防犯・環境美化センターによる巡回を実施し、きれいなまちづくり条例に規定する落書き行為に対する勧告、命令及び過料の徴収を実施します。● 落書きに関する情報を収集し、情報が寄せられた場合は速やかに対応します。● 関係機関や管理者と連携し、落書きの消去・防止を図ります。● 絵画制作等により落書きの防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none">● 落書き行為を発見した場合は、市や警察へ通報します。● 市が実施する落書き消し活動に参加します。

(2) 違反広告物除却事業

◆ 事業概要

担当課	都市計画課
事業の目的	・違反広告物を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図る。
事業の内容	・住民、行政、民間事業者、警察等が一体となって違反広告物の除却等を行う。

◆ 指標

指標	年度	目標値
違反広告物除却パトロール の実施日数 (日/年)	令和2年度	80
	令和3年度	80
	令和4年度	80
	令和5年度	80
	令和6年度	80
成果指標として把握する項目		
違反広告物の除却数（枚/年）		
ボランティア団体数（団体）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	違反広告物除却パトロールの業務委託 市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロール 市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体 への支援

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やＨＰ等で事業内容をPRし、積極的にボランティア団体の募集を図ります。 ●ボランティア団体に、除却作業に必要な支援を行います。 ●職員による巡回及び除却作業を実施します。 ●委託業者による広域的な除却作業を実施します。 ●市民や民間事業者と連携して対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動地域において、定期的に巡回及び除却作業を実施します。 ●市と連携して、違反広告物を除却します。

(3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業 **新規事業** ※

◆ 事業概要

担当課	環境保全課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機（飲食・たばこ）の適正管理指導の実施などを実施することで、空き缶・吸い殻等のポイ捨てを防止し、また、印刷物等の散乱、放置を防止することできれいなまちづくりを図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 防犯・環境美化センターによる巡回を行う。 つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、空き缶・吸い殻等、散乱防止啓発シールの貼付等）推進する。 公共の場所で、チラシ等の印刷物が散乱している場合には、印刷物等配布事業者に対し回収と適正処理を指導する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
巡回延べ人数 (人/月)	令和2年度	240
	令和3年度	240
	令和4年度	240
	令和5年度	240
	令和6年度	240
成果指標として把握する項目		
ステッカー未貼付報告件数（件/年）		
印刷物散乱報告件数（件/年）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	防犯・環境美化センターや市民からの通報により行為者・未貼付自販機管理者へ指導する。

※第4次行動計画における、印刷物等の放置対策事業・自動販売機の適正指導（たばこ）・自動販売機の適正指導（飲食）を統合した事業。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯・環境美化センターによる巡回を実施し、未然防止を図ります。 ● 公共の場所で、ビラやチラシなどの印刷物等が散乱している場合は、印刷物等配布者へ回収等処理の指導を行います。 ● 自動販売機の散乱防止責任者へ適正管理の指導を行います。 ● 自動販売機事業者による、たばこの吸い殻や空き缶等散乱防止啓発活動の実施を促します。 ● 空き缶等の回収、資源化等の指導を行います。 ● 自動販売機事業者の把握に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 受け取ったビラやチラシが不要になった場合は、適正に処分します。 ● 印刷物等の散乱があった場合は、配布事業者の責任の下、回収します。 ● ビラやチラシが捨てられていた場合は、市へ連絡します。 ● 自動販売機ごとに散乱防止責任者を設置します。 ● 自動販売機に啓発シールを貼付します。 ● 消費者へ散乱防止に関する啓発活動を行います。

(4) 除草事業

◆ 事業概要

担当課	環境保全課
事業の目的	・空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図る。
事業の内容	・空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施する。 ・雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
雑草繁茂地改善率 (%)	令和2年度	85
	令和3年度	85
	令和4年度	85
	令和5年度	85
	令和6年度	85
成果指標として把握する項目		
空き地適正管理依頼文送付数（件/年）		
雑草繁茂地申立て数（筆）		
除草工事数（件）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	土地所有者へ除草業者のあっせん。雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 空き地の所有者に対し、適正管理の啓發を実施し、雑草繁茂の未然防止を図ります。 ● 雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有地の除草作業などを定期的に実施し、景観や生活環境の保全に配慮します。 ● 近隣に雑草が繁茂した空き地がある場合には、市に連絡します。

(5) 空家等の適正管理事業

◆ 事業概要

担当課	住宅政策課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等の適切な管理・有効利活用の促進により、地域の生活環境の保全と活性化を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談を受けて、現況調査を行い、管理不全と判断した場合には、所有者等を調査特定し、助言、指導を行う。 ・当該空家等が「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等と認定された場合には、同法に基づく措置を行う。 ・空家等の有効活用施策を実施する。

◆ 指標

成果指標として把握する項目
管理不全な空家等の所有者等に対する行政指導件数（件）
管理不全な空家等の対応完了件数（件）
管理不全な空家等の件数（件） ※空家等実態調査を行った年度のみ報告

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	空家等無料相談会の定期開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用、特定空家等庁内調査委員会の開催など

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 管理不全な空家等の所有者等を調査特定し、助言・指導を行います。当該空家等が特定空家等と認定された場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行います。 ● 空家等の廃屋化予防の観点から空家等の所有者等を対象とした空家等無料相談会を開催します。 ● 空家バンク制度により、空家等の有効利活用を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空家等の適正な管理や有効利活用を行い、地域の生活環境の保全や活性化に努めます。 ● 近隣に管理不全な空家等がある場合は、市に報告します。 ● 空家等の活用・管理・処分・相続などの相談に空家等無料相談会を活用します。 ● 空家等の売買や賃貸をしたい場合に空家バンク制度を活用します。

3 放置自転車対策

(1) 自転車等放置禁止区域等での啓発事業

◆ 事業概要

担当課	公園・施設課
事業の目的	・自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
事業の内容	・「つくば市自転車等放置防止条例」に基づき、TX 各駅周辺に指定する自転車等放置禁止区域において、自転車等の放置防止指導及び警告を実施する。 ・定期的に放置自転車等の撤去を実施する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
		撤去巡回数
撤去巡回数 (回/年)	令和 2 年度	150
	令和 3 年度	150
	令和 4 年度	150
	令和 5 年度	150
	令和 6 年度	150
成果指標として把握する項目		
違反駐輪警告台数（台/年）		
違反駐輪撤去台数（台/年）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し、指導、警告及び撤去を行う。自転車等駐車場内の長期駐輪についても、定期的に撤去を行い、放置防止啓発および利用者の利便性向上を図る。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none">● 広報紙やHP等により自転車等放置禁止区域の啓発を行います。● 巡回により違反駐輪防止指導及び防止警告を行い、自転車等駐車場利用を促進します。● 啓発看板等を設置し、自転車等放置禁止区域を周知します。	<ul style="list-style-type: none">● 自転車等は駐輪場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。● 自転車利用者のモラル向上に努めます。

(2) 自転車等駐車場の整備事業 ※

◆ 事業概要

担当課	公園・施設課
事業の目的	・自転車等駐車場の整備により自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
事業の内容	・自転車等の放置を防止するため、自転車等利用予測に基づいた自転車等駐車場整備を図る。

◆ 指標

指標	年度	目標値
順次、計画、見直し及び拡張工事等を進める	令和2年度	●
	令和3年度	●
	令和4年度	●
	令和5年度	●
	令和6年度	●

●はその年度に実施することを示す。拡張工事を行った場合は、別途その台数を実績値として報告

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～3年目	自転車等駐車場利用台数・将来推計を鑑み、自転車等駐車場整備を計画・実施。
4年目～5年目	整備後の経過を鑑み、整備計画の見直し等を行う。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> 自転車等駐車場利用台数の調査、及び自転車等需要予測に基づき、計画的な自転車等駐車場整備を行います。 自転車等放置禁止区域等での啓発事業と連携し、自転車等駐車場利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車等は自転車等駐車場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。

※ 第4次行動計画以前は、本事業の名称を「駐輪場の整備事業」としていたが、「つくば市自転車等駐車場条例」と表現を統一するため、第5次行動計画より「自転車等駐車場の整備事業」へと名称を変更する。

4 花と緑の美化活動

(1) 花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）

◆ 事業概要

担当課	市民活動課
事業の目的	・参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域のコミュニティの活性化を図る。
事業の内容	・市民協働によるつくばセンター広場周辺の花壇活動を実施する。 ・市民協働による地域の自主的な花壇活動を推進する。 ・活動に対し、必要な花苗や用土等を支援する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
つくばセンター地区花壇 設置箇所数 (箇所数)	令和2年度	6
	令和3年度	6
	令和4年度	6
	令和5年度	6
	令和6年度	6
成果指標として把握する項目		
事業活用花壇箇所数（箇所）		
花苗配布団体数（団体）		
花苗配布数（ポット）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月） 春・秋の花苗配布（6月・11月）

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●HP等で事業内容を周知していきます。 ●市民参加による環境美化活動を継続的に行うため、花壇づくりに必要な花苗や用土等を支援します。 ●活動内容等の連絡調整を行い、参加者が円滑に事業を進められるようにします。	●市民協働による「ウェルカムフラワーCityつくば」に参加し、花や緑を通して環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。

(2) 花と緑の環境美化コンクール

◆ 事業概要

担当課	生涯学習推進課
事業の目的	・チャレンジいばらき県民運動・茨城県・茨城県教育委員会が主催する花と緑の環境美化コンクールへの参加促進事業です。花いっぱい運動（花壇活動）をされている地域住民・児童・生徒に参加を呼びかけ、環境美化に対する関心・意欲を高めます。
事業の内容	・他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかけます。 ・参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行います。 ・市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦します。

◆ 指標

指標	年度	目標値
応募団体数 (団体/年)	令和2年度	14
	令和3年度	15
	令和4年度	16
	令和5年度	17
	令和6年度	18

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかける。 参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行う。 市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦する。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●広報紙やＨＰ等で事業内容を積極的にPRし、応募団体の増加を図ります。 ●市民が選ぶ環境美化コンクールの実施を検討します。	●花と緑の環境美化コンクールに参加します。

(3) 花と緑の啓発事業 新規事業

◆ 事業概要

担当課	環境保全課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント来場者に花苗等を配り、自宅等の花壇活動の推進を行うことで、市民の環境美化意識を高めるとともに、市内全体の花による環境美化を目指す。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント時に花苗等の配布を行い、市民に自宅等保有している土地での花壇活動を推進する。 ・可能な限り多年草など1年で枯れない植物を配布することで、長期間にわたる花による景観美化を目指す。

◆ 指標

指標	年度	目標値
花苗等配布回数 (回/年)	令和2年度	2
	令和3年度	2
	令和4年度	2
	令和5年度	2
	令和6年度	2
成果指標として把握する項目		
花苗等配布数(株/年)		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	まつりつくば・サイエンスコラボにて花苗等の配布を行う。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●イベント時の広報紙やHP等で花苗等の配布積極的にPRします。	●花や緑を通して環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

きれいなまちづくり行動計画の各種事業には、市・市民・事業者が連携し、取り組んでいきます。

事業を推進するために、市は府内に「環境美化推進会議」を設置し、各事業の年次計画を策定し、推進、点検・評価、見直しを毎年実施します。

行動計画の中間年である令和4年度には、中間評価を実施し、つくば市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しについて検討します。

行動計画の中間年度に見直しを行わなかった場合には、最終年度である令和6年度には計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。

また、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者の皆様には適宜協力を求めます。

〈環境美化推進会議〉

環境各課の長で構成され、各事業の年次計画の策定、推進、点検・評価、見直しを年度ごとに実施し、結果の公表を行います。行動計画の中間年である令和4年度には、点検・評価をとりまとめ、必要に応じ計画全体の見直しを行います。また、行動計画最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。必要に応じ、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者と連携を図ります。

〈つくば市きれいなまちづくり実行委員会〉

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。また、必要に応じて環境美化推進会議との連携を図ります。

〈つくば市環境審議会〉

市民や学識経験者等で構成され、行動計画の見直し案に対し、意見・助言等を行います。(定数は15名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。)

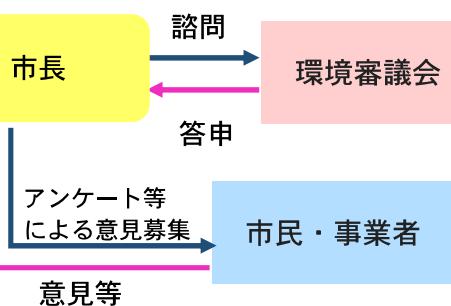
2 行動計画全体の評価及び見直し

行動計画の評価及び見直しに関しては、中間年の令和4年度に「環境美化推進会議」において中間評価を実施し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。また、行動計画の最終年度である令和6年度には、第5次行動計画の評価を行い、次期行動計画の策定を検討し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。

令和元年度

PLAN：行動計画を策定

平成30年度までの環境美化活動の実施状況、効果等を踏まえて、施策の方針や対策など5年間の行動計画を策定します。



令和2年度～6年度

DO：行動計画を実行する

各事業を、年次計画に基づき実行します。
「環境美化推進会議」が年次計画の策定及び見直しを毎年実施します（年度ごとのPDCAサイクル）。また、HP等にて結果の公表を行います。

環境美化推進会議

市民・事業者
きれいなまちづくり実行委員会

連携

令和4年度、6年度

CHECK：行動計画の実行の点検し評価する

行動計画の実施状況を点検し、きれいなまちづくりがなされたかどうか、令和4年度に中間評価、令和6年度に最終評価を行います。

ACT：行動計画を見直し改善する

きれいなまちづくりをさらに推進していくために、中間評価では必要に応じて改善を行い、最終評価では次期行動計画に向けた改善点の洗出しと整理を行います（改善された次期行動計画の策定（PLAN）へ続きます）。

中間評価に基づく見直しの詮問

市長

環境審議会

答申

アンケート等
による意見募集

意見等

PLAN：改善された行動計画を策定する（第6次行動計画）

参考資料

1 「つくば市きれいなまちづくり条例」

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 きれいなまちづくり行動計画等(第8条—第10条)

第3章 きれいなまちづくり重点地区(第11条)

第4章 投棄等の禁止(第12条—第16条)

第5章 自動販売機の適正管理(第17条—第19条)

第6章 勧告及び命令等(第20条—第22条)

第7章 雜則(第23条・第24条)

第8章 罰則(第25条)

附則

つくば市は、名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がる恵み豊かな自然を有するとともに、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とする街並みを有し、自然と都市が調和した田園都市が形成されている。

これまで、つくば市は、清潔できれいな生活環境を守るために、公共の場所におけるごみの定期清掃などの施策を実施してきた。しかしながら、一部の人々による吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬などのふんの放置、落書きといった行為が後を絶たず、清潔できれいな生活環境が損なわれようとしている。

今こそ私たちは、これら心無い行為をモラル欠如やマナー違反の問題として個人の良心に委ねるのではなく、ルールとして定めることにより、市民、事業者、市が力を合わせて、清潔できれいな生活環境を守っていかなければならない。

このような決意のもと、ここに暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受することができる清潔できれいなまちをつくるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、清潔できれいな生活環境の保持について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶、吸い殻等の投棄の禁止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちをつくり、もって快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 空き缶、吸い殻等 空き缶等、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、レジ袋その他これらに類するものをいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収し、又は収納するための容器その他これに類するものをいう。
- (7) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他の愛玩用動物をいう。
- (8) 落書き 他人が所有し、占有し、又は管理する物に、その承諾を得ずに、文字、図形、記号、模様その他これらに類するものを描くことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、清潔できれいな生活環境を保持するまちづくり(以下「きれいなまちづくり」という。)に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶、吸い殻等を持ち帰り、又は適切に回収容器、吸い殻入れ等へ収納し、清潔できれいな生活環境の保持に努めなければならない。

2 市民等は、清潔できれいな生活環境を保持するため、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所(以下「公共の場所等」という。)に自転車、電動機付き自転車、自動二輪車等を放置しないよう努めなければならない。

3 市民等は、清潔できれいな生活環境を保持するため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所その他の事業活動を行う地域において、回収容器、吸い殻入れ等の設置並びに空き缶等の回収及び資源化その他の清潔できれいな生活環境を保持するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、清潔できれいな生活環境を保持するため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶、吸い殻等が捨てられないように適正な措置を講ずるよう努めなければならない。

(屋外広告物の掲出者の責務)

第7条 広告物を屋外に掲出する者は、清潔できれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲出しないよう努めなければならない。

第2章 きれいなまちづくり行動計画等

(きれいなまちづくり行動計画の策定)

第8条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画(以下この条において「行動計画」という。)を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(きれいなまちづくり推進月間)

第9条 きれいなまちづくりに関する意識の向上を図り、日常的な実践活動を推進するため、毎年10月をつくば市きれいなまちづくり推進月間(以下「きれいなまちづくり推進月間」という。)とする。

2 市長は、きれいなまちづくり推進月間において、市民等、事業者及び市の相互の連携の下に、きれいなまちづくりの推進に関する施策を重点的に実施するものとする。

(表彰)

第10条 市長は、きれいなまちづくりの推進に特に貢献したと認める市民等、事業者その他団体を表彰することができる。

第3章 きれいなまちづくり重点地区

第11条 市長は、ごみの散乱の防止のため特に必要と認める地区を、きれいなまちづくり重点地区(以下「まちづくり重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をすることができる。

3 市長は、まちづくり重点地区の指定、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重

点地区の指定の解除をしようとするときは、つくば市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 市長は、まちづくり重点地区の指定、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をしたときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

第4章 投棄等の禁止

(空き缶、吸い殻等の投棄の禁止)

第12条 何人も、空き缶、吸い殻等を回収容器、ごみ箱等定められた場所以外に投棄してはならない。

(飼い犬等のふん放置の禁止)

第13条 飼い犬等の所有者又は管理者は、公共の場所等に、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

(落書きの禁止)

第14条 何人も、公共の用に供する建築物及び工作物(これらに附属する物を含む。)に落書きをしてはならない。

(印刷物等の放置の禁止)

第15条 公共の場所において、ビラ、チラシその他これらに類するもの(以下この条において「印刷物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、当該印刷物等がその周辺に散乱したときは、当該印刷物等を回収し、適正に処理しなければならない。

第16条 削除

第5章 自動販売機の適正管理

(回収容器の設置及び管理)

第17条 屋外で自動販売機により飲食物を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 屋外で自動販売機により飲食物を販売する者は、前項の規定により設置した回収容器中の空き缶等を定期的に回収し、空き缶等の資源化に努めなければならない。

(啓発シールの表示)

第18条 屋外で自動販売機により飲食物又はたばこを販売する者(以下この条及び次条において「自販機事業者」という。)は、空き缶等及びたばこの吸い殻の散乱の防止並びに資源化に関する消費者の意識の啓発を図るため、当該自動販売機ごとに、啓発シールを、見やすい箇所に表示しておかなければならない。

(散乱防止責任者の設置)

第19条 自販機事業者は、当該自動販売機ごとに、散乱防止責任者を設けなければならぬ。

2 自販機事業者は、散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載したシールを当該自動販売機ごとに、見やすい箇所に表示しておかなければならぬ。

3 散乱防止責任者は、当該自動販売機周辺の清潔を保持するため、清掃その他必要な措置を講じなければならない。

第6章 勧告及び命令等

(勧告)

第20条 市長は、第12条から第15条まで、第17条第1項、第18条又は前条の規定のいずれかに違反した者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(平22条例32・平22条例38・一部改正)

(命令)

第21条 市長は、次に掲げる者が、前条の規定による勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) まちづくり重点地区内において第12条の規定に違反した者
- (2) 第14条の規定に違反した者
- (3) 第17条第1項の規定に違反した者
- (4) 第18条の規定に違反した者
- (5) 第19条第1項又は第2項の規定に違反した者

(公表)

第22条 市長は、前条の規定による命令(同条第1号及び第2号に係るものを除く。)を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべき者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

第7章 雜則

(報告等)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対して報告を求め、又は当該職員をして関係人に質問させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(過料)

第25条 第21条の規定による命令(同条第1号に係るものに限る。)に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

2 第22条の規定による命令(同条第2号に係るものに限る。)に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。

(つくば市空缶回収条例の廃止)

2 つくば市空缶回収条例(昭和63年つくば市条例第108号)は、廃止する。

附 則(平成22年条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にしたこの条例による改正前のつくば市きれいなまちづくり条例の規定による処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後のつくば市きれいなまちづくり条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成22年条例第38号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 「きれいなまちづくり重点地区」

つくば市きれいなまちづくり条例に基づき、以下の5地区を重点地区に指定する。

また、重点地区には、モデル地区としての役割を持たせて、環境美化施策について積極的に展開し、その効果が全市に波及することを期待する。

なお、開発の進展や時勢、環境美化施策の進捗状況等に伴い、重点地区的指定地域については隨時見直しを実施する。

重点地区内において、平成23年4月1日からの条例改正によりごみのポイ捨て等に対し、罰則規定を設ける。

※平成23年4月1日条例改正により一部見直し

<重点地区>

指定条件：ごみの散乱防止等のため特に必要と認める地区

指定地区：TX4駅周辺、筑波山神社門前通りの5地区

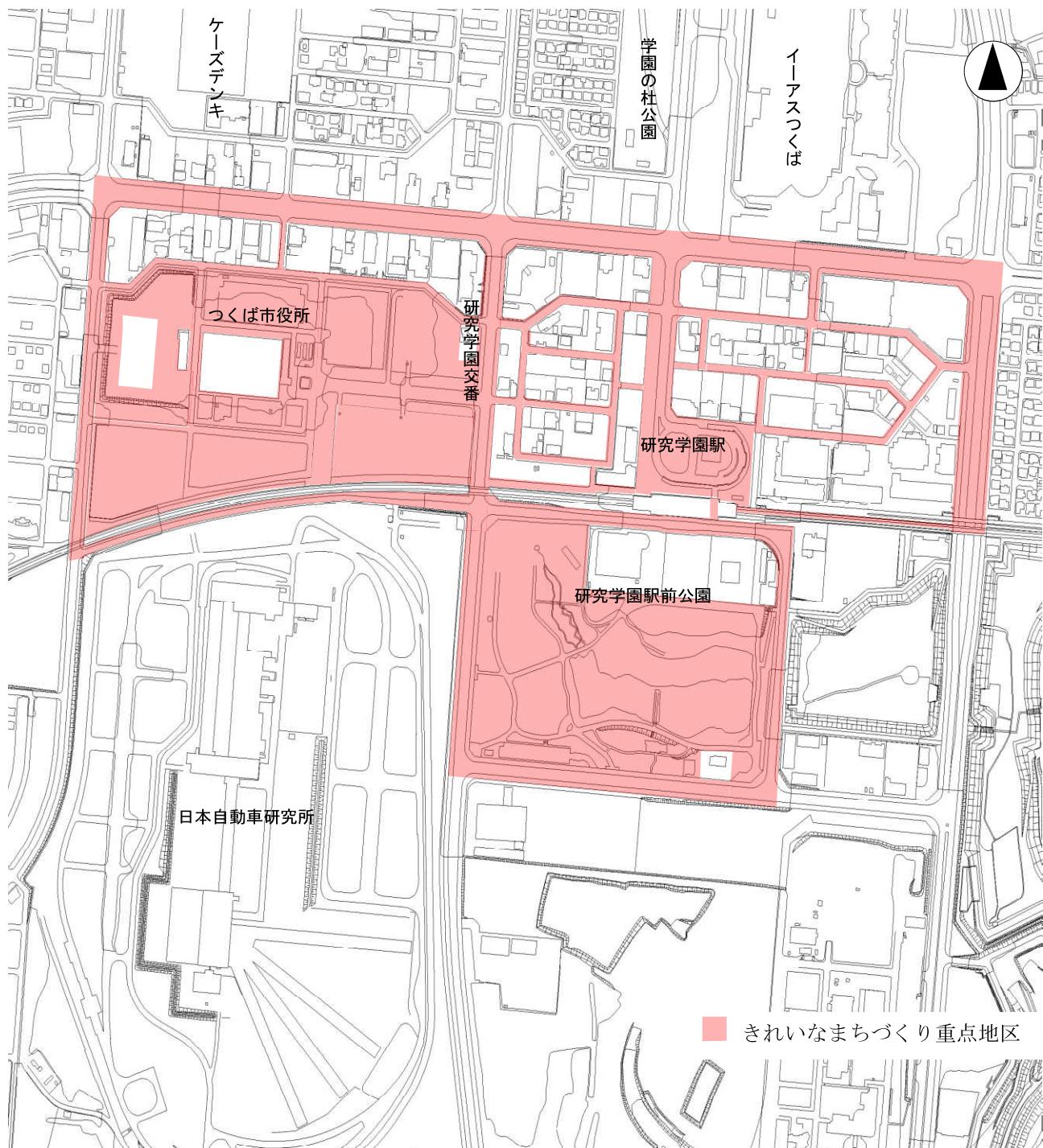
（指定範囲は次頁以降の地図を参照）

- ① つくば駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ② 研究学園駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ③ 万博記念公園駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ④ みどりの駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ⑤ 筑波山神社門前通りきれいなまちづくり重点地区

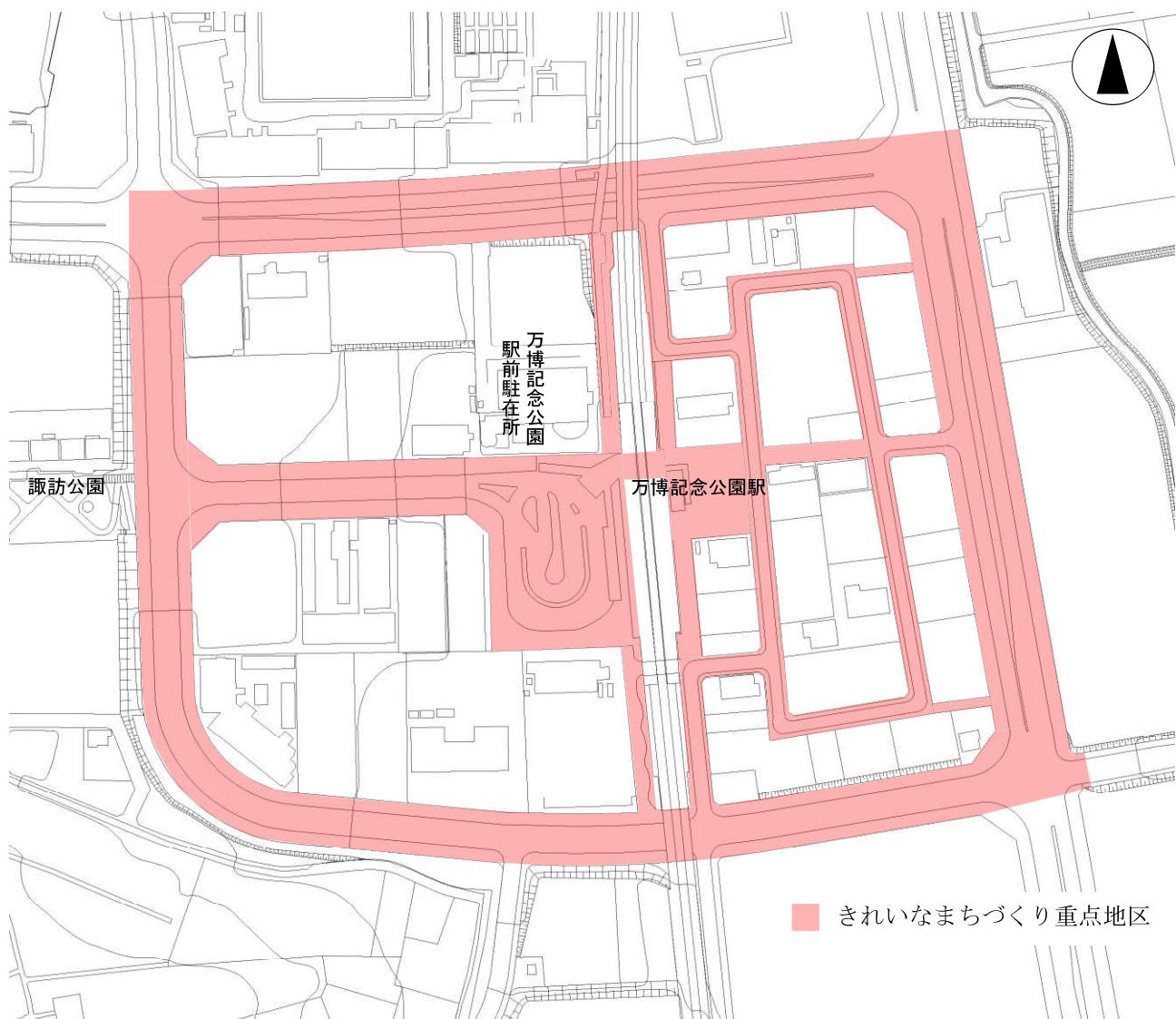
① つくば駅周辺きれいなまちづくり重点地区



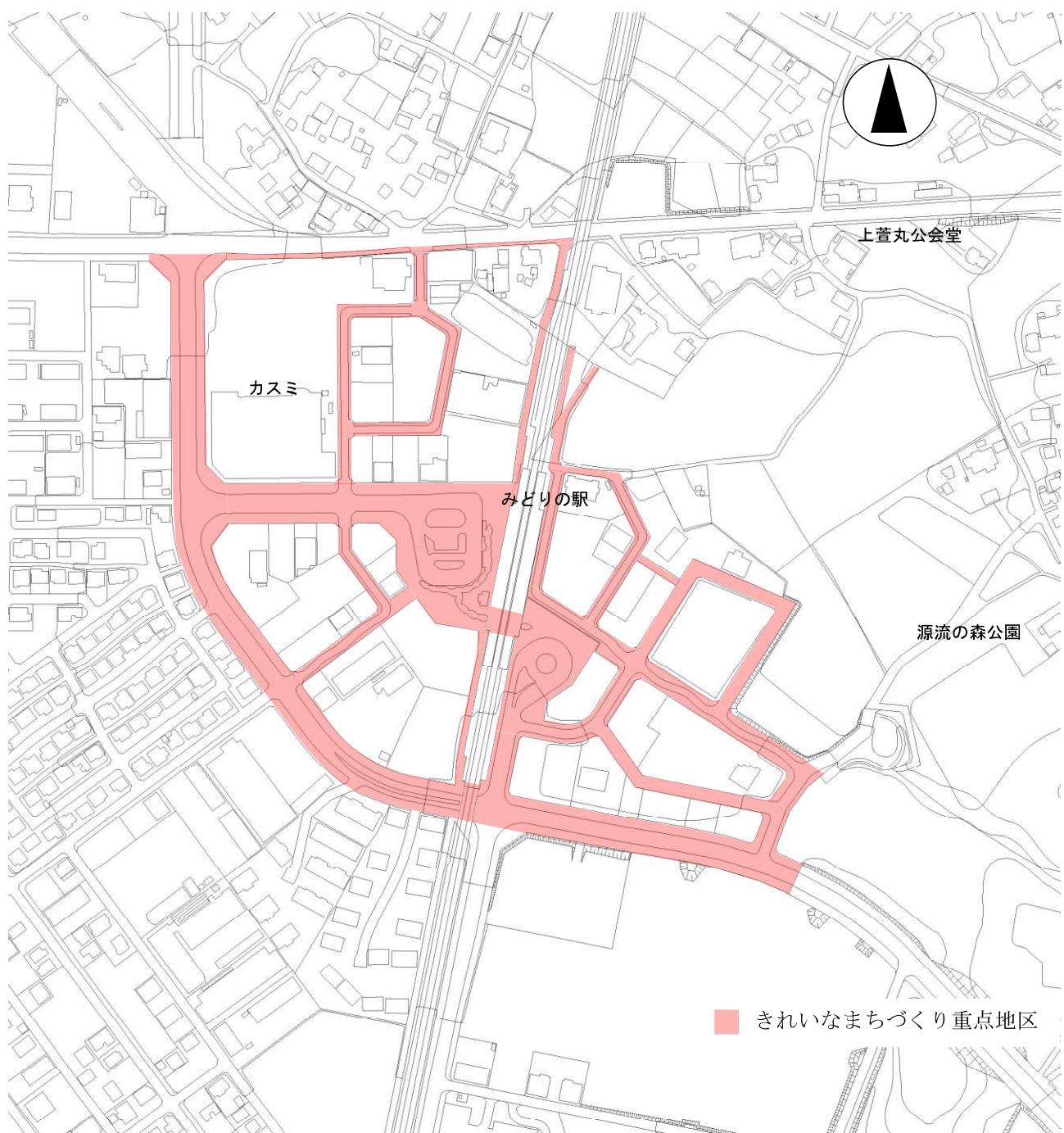
② 研究学園駅周辺きれいなまちづくり重点地区



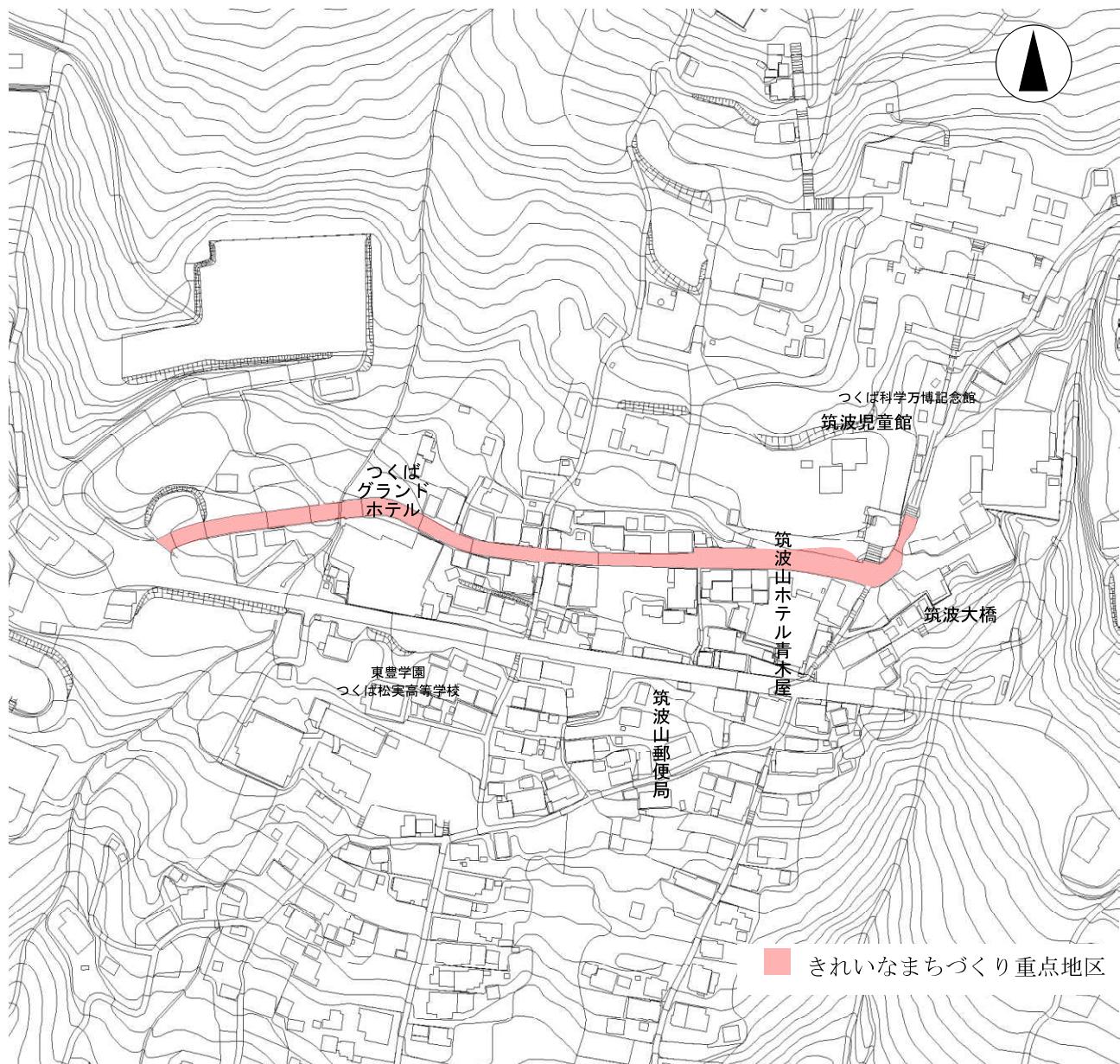
③ 万博記念公園駅周辺きれいなまちづくり重点地区



④ みどりの駅周辺きれいなまちづくり重点地区



⑤ 筑波山神社門前通りきれいなまちづくり重点地区



3 「用語解説」

あ 行

空家バンク制度

つくば市内の空家等の有効活用を目的に、空き家を売りたい・貸したい、買いたい・借りたいという人の橋渡しを市が行う制度です。

アダプトプログラム（アダプト・ア・ロード〈道路里親制度〉、アダプト・ア・パーク〈公園里親制度〉）
12 ページ参照

イエローカード作戦

23 ページ参照

違反広告物

つくば市屋外広告物条例に違反する広告物（例：電柱等の禁止物件に表示されたもの）等を指します。

ウェルカムフラワーCity つくば

41 ページ参照

か 行

環境美化活動支援事業

13 ページ参照

環境美化推進会議

関係各課の長で構成され、事業及び行動計画の計画、推進、点検・評価、見直し等を実施し、実施結果の公表を行います。（

さ 行

自然体験学習会

河川流域の小学生にフナの稚魚放流や河川清掃を実施してもらい、河川愛護意識を養うための学習会です。

自転車等放置禁止区域

公共の場所等における放置自転車等を防止し、生活環境の保全を図るため、つくば市自転車等放置防止条例により TX 各駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺に設けられた区域です。この区域で自転車等駐車場以外の所に自転車等を放置（すぐに移動することができない状態）すると撤去対象となります。

市内一斉清掃

8 ページ参照

水質監視員

つくば市内の河川における水質汚濁、ごみの不法投棄等、河川環境の悪化の状況を的確にとらえるため、毎月河川の巡視等を実施しています。自然環境保全に熱意のある者により構成されており、平成30年度は18名が活動しています。

世界のあしたが見えるまち

格差の拡大、少子高齢化の進展など、つくば市同様に世界中の自治体が様々な課題を抱えている。

つくば市ではこのような状況を未来への飛躍のチャンスと捉え、市内の研究所の成果や市民の知恵と努力によって課題に取り組み、それらが解決の方向に進むことで、つくばから世界中への解決策のヒントを発信する、そのような姿を目指し「世界のあしたが見えるまち」をまちのヴィジョンとして掲げている。

た 行

チャレンジいばらき県民会議

共生・共創・共援の3つの理念のもと、団体や企業、行政が手をつないで支えあう県民運動の推進役として、平成7年9月に設立された団体です。

つくば市空き家等適正管理条例

空き家等の所有者に対し、自らの責任で適正に管理することを義務付け、管理不全な状態にある空き家等の所有者に対しては、適正な管理を行うよう行政指導を行います。

つくば市環境審議会

市民や学識経験者等で構成され、事業計画や行動計画の見直し案に対し、必要に応じて意見・助言等を行います。定数は15名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。

つくば市きれいなまちづくり実行委員会

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。

つくば市きれいなまちづくり条例

人々が快適な生活を享受することができるきれいなまちをつくるため、吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬などのふん放置などの行為についてルールを定めたものです（平成19年施行）。平成23年に改正し、罰則規定を設けています。

つくば市自転車等放置防止条例

自転車等の放置により、歩行者等の通行が妨げられ、防災活動に支障を来し、その他生活環境が著しく阻害されていると認められる公共の場所等を自転車等放置禁止区域として指定したものです（平成8年施行）。

つくば市未来構想・つくば市戦略プラン

つくば市では2015年度に、まちづくりの指針となる「つくば市未来構想」と、未来構想に基づく5年間の取組としての「つくば市戦略プラン」を策定しましたが、社会・経済等の情勢変化に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指すため、「つくば市未来構想」を改定し、「第2期つくば市戦略プラン（2020年度～2024年度）」を策定しています。

は 行

花と緑の環境美化コンクール

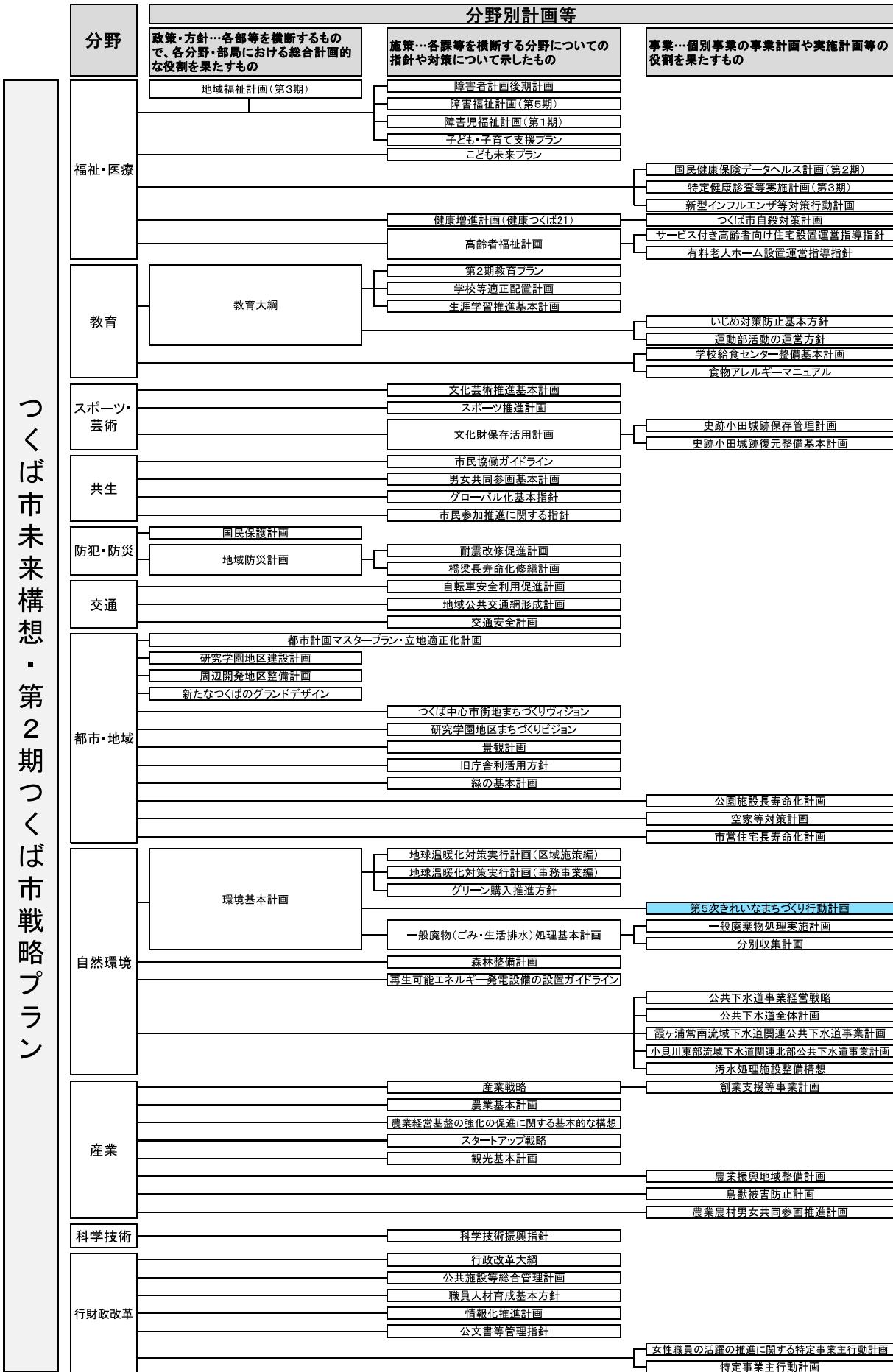
44 ページ参照

防犯・環境美化サポートー

20 ページ参照

4 つくば市 個別計画

つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン



※81(2019年度末時点)の個別計画等

●つくば市きれいなまちづくり宣言●

つくば市は、筑波山を仰ぐ恵み豊かな田園風景と世界に誇る研究学園都市の街並みが調和した美しい田園都市を形成しています。

しかし、都市化の進展と生活様式の変化により、一部の人々によってポイ捨てや無配慮な歩行喫煙、落書きなど心ない行為が後を絶たず、清潔できれいな生活环境が損なわれようとしています。

いまこそ私たちは、これら心ない行為を無くし、ここに暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受する環境を守っていかなければなりません。

一人ひとりが一灯いっとうを点せば、やがて万灯まんどうとなり国を照らすように、みんなで力を合わせて環境美化に取り組んでいけば、必ず清潔できれいなまちになることを信じ、ここに誓い宣言します。

**「私たちは、このまちを清潔で
きれいなまちにしていきます」**

平成 19 年 10 月 13 日

つくば市長